

会社支配権紛争の予防と解決マニュアル

第1 会社の支配権に関する会社法の基礎知識

1 株式会社

(1) 株主の地位

株式会社とは、社員(出資者)の地位が株式という細分化された単位の形をとり、社員全員が株式の引受価額を限度とする責任を負うにとどまり、かつ会社債権者に対して直接責任を負わない、という会社です(会社法第104条)。

例えば、A会社がBという取引先から商品を買ったという事例を想定します。

この売買によって、BはA会社に対して、商品の代金を支払えと請求することができますし、それでも支払わない場合にはA会社を被告として、商品の代金を支払えという裁判を起こすことになるでしょう。この売買によってA会社は、Bに対し、商品の代金を支払うという債務を負うからです。しかし、Bは商品の代金を支払うことをA会社に対して請求できるのみで、その出資者であるA会社の株主に対して請求することはできません。

これが株主が会社の債権者に対して直接責任を負わないということの意味です。

さらにaという人物が1万円を出資してA会社の株式1株を引受け(あるいは購入し)、A会社の株主になったとします。A会社の業績等によって株価が変動し、aの所有する1株の価値は上昇するかもしれませんが、下落するかもしれません。A会社が業績不振で倒産した場合、その価値は限りなくゼロに近づくことでしょう。

しかし、上で述べたように、aはA会社の債務に関して、債権者に対する支払い義務を負わされることはありませんから、aが株主であることによって生じうる最大限のリスクといえば、株価が下落した結果、aがその株式を取得するために出資した1万円がゼロになってしまうということだけです。これが株主が株式の引受価額を限度とする責任を負うということの意味です。

このような株主の責任の性質を、一般的に「間接有限責任」と称しています。株式会社は、間接有限責任社員のみで構成される会社ということになります。

(2) 株式会社の種別

会社法上、株式会社の種別によって、適用規定に変化が生じるため、「公開会社」「大

会社」という用語の定義に関する説明をしておきます。

公開会社 少なくとも会社が発行する一部の株式については、譲渡による株式の取得に会社の承認を要するという定款の定めを設けていない株式会社（会社法第2条第5項）

大会社 最終事業年度に係る貸借対照表において、資本金として計上した額が5億円以上、もしくは負債の部に計上した額の合計額が200億円以上、である株式会社（会社法第2条第6項）

すなわち、公開会社、大会社に該当しない会社をそれぞれ「非公開会社」「中小会社」と呼称すれば、

非公開会社 会社が発行する全部の株式について、譲渡による株式の取得に会社の承認を要するという定款の定め（株式譲渡制限）を設けている株式会社

中小会社 最終事業年度に係る貸借対照表において、資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債の部に計上した額の合計額が200億円未満、である株式会社

となります。

(3) 株式会社の機関設計

会社法では、それぞれの株式会社が、その目的や規模に応じた運営をできるように機関の設計を柔軟化しています。

株式会社に必要な最低限の機関構成は、株主総会と取締役とされ、会社の種別や支配株主の選択に応じて、定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）、会計監査人等の各機関の設置をするという図式になっています（会社法第326条）。

すなわち、株式会社の機関は、株主総会と取締役のみ、という小規模なものから、株主総会、取締役会、会計参与、監査役会（ないし委員会）及び会計監査人が揃うという大規模なものまで、かなりの幅をもたせることができます。

ただし、機関の設計にあたっては一定の制限が存在するため、会社法の規定に注意を払うことが必要です。例えば、公開会社においては、取締役会を設置しなければならない（会社法第327条第1項）とか、取締役会を設置した場合には原則として監査役を設置しなければならない（会社法第327条第2項）というような制限です。

株式会社の種別による制限も存在するため、自分の会社が公開会社なのか非公開会社なのか、大会社なのか中小会社なのかという視点は、機関を設計する上で必要となります。

なお、本マニュアルでは株式会社の機関設計として、取締役会が設置された株式会社をモデル（原則）として記述をすすめていくこととします。

株式会社の組織や業務に関する意思決定及びその執行は、株主総会あるいは取締役会を通じてなされることになるため、株式会社の支配とは株主総会及び取締役会の掌握ということになります。もっとも、取締役の選任や解任は株主総会の決議事項とされていますから、株主総会の支配をすることが、実質的にはその株式会社を支配するということになります。

以下では株主総会、取締役会の構造やその議決方法、他の機関の概要を説明します。

(4) 株主総会

(イ) 株主総会とは

株主総会は、株式会社の出資者（所有者）である株主によって構成され、株式会社の基本的事項を決定する最高の意思決定機関として位置づけられます。

株主総会は、会社法または定款に定める事項について決議する権限を有します（会社法第295条第2項）。すなわち、法定の権限事項に加え、定款に定めることによって、組織や業務に関する事項を株主総会の権限に追加することもできるのです。逆に、会社法で株主総会の決議事項とされている事項は、会社の基本的重要事項であって株主総会の専決事項とされるものです。これらの事項の決定を他の機関やその構成員に委任することはできず、そのような定めをした定款規定は無効となります（会社法第295条第3項）。

なお、取締役会非設置会社においては、株主総会は万能の機関とされています（会社法第295条第1項）。

(ロ) 一株一議決権の原則

株主は、原則として一株について一個の議決権を有しています（会社法第308条第1項）。株式会社では株主の頭数ではなく、株主が有する株式の数に比例した議決権が認められているのです。

すなわち、多額の投資をして、多数の株式を取得するに至った株主は、その分だけ株主総会における発言権を有するということになります。1万円を払って1株を取

得した a と、20 万円を払って 20 株を取得した b という事例を設定すれば、多額の投資をして a の 20 倍の株式数を有する株主となった b は、株主総会を通じて a の 20 倍の発言権を行使できるという合理性が肯定されているのです。

このような仕組みを資本的な多数決と称しますが、一株一議決権の原則によって資本的多数決制度が成立し、多数の株式を所有する者が会社を支配するという構図ができあがります。

(II) 決議方法と決議事項

株主総会の決議方法としては、普通決議、特別決議、特殊決議の三種類に分かれます。

(a) 普通決議

普通決議とは、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成で成立する（表決要件）ものをいいます（会社法第 309 条第 1 項）。

これらの要件は、定款の定めにより加減することができるため、多くの会社では定款で定足数を排除して、出席株主の議決権の過半数で決議が成立するものとしています。

なお、役員（取締役、監査役、会計参与）の選任、解任決議（ただし累積投票による取締役と監査役の解任決議を除く）については、上記定足数を三分の一未満にすることや表決要件を引き下げることが禁じられています（会社法第 341 条）。これは役員の地位の重要性によるものです。

普通決議事項としては、役員の選任ほか計算書類の承認（会社法第 438 条第 2 項）などが、株主として身近に経験できる代表例でしょう。

会社支配という観点から最も重要な普通決議事項は、取締役の選任、解任となります。ある株主やそのグループが議決権ある株式の過半数を握っている場合には、意中の取締役を選任でき、また気に食わない取締役を解任できるということを意味するからです。

(b) 特別決議

特別決議とは、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席して（定足数）、出席した当該株主の議決権の三分の二以上にあたる多数決の賛成（表決要件）で成立するものをいいます（会社法第 309 条第 2 項）。

会社法上特に重要な事項に関する決議については、多数の株主の賛成を必要とすべきであるという観点から、普通決議よりも厳重な要件が課されたものです。これらの要件についても定款の定めによる加減は可能ですが、上記定足数を三分の一未満にすることや、表決要件を引き下げることが禁じられています。

特別決議事項とされるものは、累積投票で選任された取締役や監査役の解任、資本の減少、定款の変更や事業譲渡、会社の合併、分割、株式交換、株式移転計画の承認（会社法第309条第2項各号）などが代表的なものです。

議決権ある株式の過半数を掌握することが、取締役の人選の掌握につながることは前述しましたが、会社支配という観点からは、この特別決議を成立させられる多数株式を握っているかどうかということも非常に重要といえるでしょう。特別決議を成立させられる多数株式を掌握すれば、会社の基本規則である定款を変更して機関設計を変更したり、会社の重要事業を他人に譲渡したり、組織再編行為を行ったり、かなり大規模な事項に関しても自由が認められることになるからです。

(c) 特殊決議

特殊決議とは、特定事項について、特別決議よりも重い要件が定められている決議です。

会社が発行する全部の株式について株式譲渡制限を設定する定款変更のための株主総会決議には、議決権を行使することができる株主の半数以上かつ当該株主の議決権の三分の二以上の多数が必要となります（会社法第309条第3項）。定款の定めにより、これらの要件を加重することはできますが、緩和することはできません。

剰余金や残余財産の分配、議決権に関して株主ごとに異なる取り扱いを設定する非公開会社の定款変更決議には、総株主の半数以上、総株主の議決権の四分の三以上の多数が必要となります（会社法第309条第4項）。定款の定めにより、これらの要件を加重することはできますが、緩和することはできません。

これらの定款変更は、株式譲渡の自由や株主間の平等を制限するという重大な効果を生じるため、通常の定款変更よりも要件の加重がされているのです。

(5) 取締役会

(1) 取締役会とは

取締役会は、株主総会によって選任された取締役によって構成されます。

取締役会は、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定及び解職を行なうこととされています（会社法第362条）。

そのほか、明文の規定をもって取締役会の議決事項とされているものがあり、大きく分ければ、法律上当然に取締役会の議決事項とされるもの（個別的権限事項）、規定された事項の中でも特にそれが重要と言える場合に限って取締役会の議決事項となるもの（一般的権限事項）の二種類があります。

個別的権限事項としては、株式の分割（会社法第183条第2項）、株主総会の招集の決定（会社法第298条第4項）、代表取締役の選定及び解職（会社法第362条第2項第3号）、取締役が行う競業及び利益相反取引の承認（会社法第365条第1項）、などがあります。

一般的権限事項としては、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財などがあります（会社法第362条第4項第1号、第2号）。何が「重要」で、何が「多額」にあたるかは、会社の財務状況や、個々の金額等によって個別に判断されることになります。

(D) 代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選定され、取締役会の決議で解職されます。

代表取締役は株式会社の業務執行を行い、対外的に会社を代表します（会社法第363条第1項、第349条第1項）。すなわち、業務執行の意思決定は取締役会で行い、その意思決定にもとづき、代表取締役が執行を行うという役割分担がなされているのです。なお、細目的な日常業務に関しては、その意思決定についても、代表取締役に委任がなされているものと解釈してよいでしょう。

代表取締役以外の取締役であっても、個別の取締役会決議により、業務執行を担当することができます。

代表取締役や業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上は、職務の執行状況を取締役会に報告することが義務付けられています（会社法第363条第2項）

(H) 取締役会の決議方法

取締役会は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して（定足数）、出席した取締役の過半数（表決要件）の賛成により成立します（会社法第369条第1

項)。これらの要件は定款の定めで加重することはできますが、緩和することはできません。

取締役会においては、各取締役が平等に一人一票の議決権を有しており、一株一議決権の資本的多数決によって決議がなされる株主総会とは異なります。また、株主総会のように普通決議、特別決議、特殊決議といった区別はありません。

このように、合議体である取締役会の議決方法は原則として過半数の表決要件を採用しているため、会社支配という観点からは過半数の取締役の掌握が必要となります。

(二) 特別取締役

重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財が、取締役会の決議事項とされ、代表取締役や個々の取締役にもその決定を委任することはできないとされていますが（会社法第362条第4項第1号、第2号）、これらの決定を特別取締役のみによる決議で成立させるという方法が認められています。

具体的には、取締役が6人以上かつ社外取締役が1人以上存在する場合、特別取締役として3名以上を選定し、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財に関しては、当該特別取締役のみの議決（定足数、表決要件ともに過半数が原則）によって、決定するという方法です（会社法第373条）。

要するに、取締役会の中にさらに特別取締役会（構成員が特別取締役）を設け、その特別取締役会の議決によって、重要な財産の処分等が決定されるというイメージです。

(ホ) 任期

取締役の任期は原則として2年ですが、非公開会社の場合、定款の定めにより10年まで延長することができます（会社法第332条）

(6) 会計参与

会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成し（会社法第374条第1項）、株主総会で計算書類に関する説明を行います。そのほか、独自に会計参与報告を作成したり（会社法第374条第1項）、計算書類を保存して、株主や債権所の要求に応じて開示する義務を負います（会社法第378条）。

会計参与は、公認会計士（監査法人）または税理士（法人）の資格を有することが必要です（会社法第333条第1項）。

公認会計士、税理士等の会計の専門家が取締役と共同して計算書類の作成を行うことで、計算書類の適正や作成の迅速化をはかることができますし、取締役の負担を軽減することもできます。

(7) 監査役（監査役会）

監査役は、株式会社の会計監査（計算書類や事業報告、それらの付属明細書の監査、会社法第436条第1項）と業務監査（業務一般に関する監査、会社法第381条第1項）を行います。非公開かつ中小会社においては、定款の定めにより、監査役の権限を会計監査に限定することができます（会社法第389条第1項）。

取締役会は、取締役の職務の執行を監督する義務を負い、また株主自身も取締役の解任権等によって取締役に対するコントロールを及ぼすことができますが、実効的な監査を行うための独立機関の設置ということが監査役の存在理由です。

監査役は、いつでも、取締役や使用人に対して事業の報告を求めたり、会社（必要があれば子会社に対しても）の業務及び財産の調査をすることができます（会社法第381条第2項、第3項）。また監査報告を作成し、株主総会では監査について説明する義務を負います。

監査役が不正を発見した場合には、取締役会や株主総会への報告が義務付けられ、取締役会を自ら招集することもできます（会社法第382条ないし第384条）。

監査役会は、会社の大規模化等の理由により、監査業務についても複数の監査役による監査のほうが望ましい場合に設けられる監査機関で、3名以上の監査役かつ、過半数が社外監査役であることが必要となります（会社法第335条第3項）。

(8) 会計監査人

会計監査人は、株式会社の会計監査（計算書類及び付属明細書、臨時計算書類、連結計算書類）を行います（会社法第396条第1項）。

会計に関する調査権を有することは監査役と同様で、会計監査の適正化のために設置されます。

公認会計士（監査法人）の資格を有することが必要です（会社法第337条第1項）。

(9) 委員会

委員会設置会社においては、株主総会、取締役会のほか、執行役及び取締役各3名以上から構成される指名委員会、監査委員会、報酬委員会が設置され、さらに会計監査人の設置が義務付けられます（会社法第327条）。

執行役は、業務執行のみならず、取締役会決議によって委任を受けた範囲の業務執行の意思決定まで行うことができ(会社法第418条)、一方で取締役は会社の業務執行を行うことはできません(会社法第415条)。取締役会の決定事項を限定することで、執行役による迅速な意思決定、業務執行がなされることを期待した機関設計です。

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任の議案の内容を決定し、監査委員会は、執行役、取締役、会計参与の監査及び株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任の議案の内容を決定し、報酬委員会は執行役、取締役、会計参与の報酬の決定を行います(会社法第404条)。

各委員会を構成する取締役の過半数が社外取締役であることが要求されるため(会社法第400条第3項)、人事、監査、報酬面において社外取締役の意見を取り入れ、適正な決定がなされることを期待した機関設計です。

2 株式会社以外の会社（持分会社）

(1) 社員の構成

会社法は、株式会社以外の会社として合名会社、合資会社、合同会社を規律し、これらを持分会社と総称しています（会社法第三編）。持分会社は、社員同士の関係が緊密で、定款による会社の自治が大幅に認められている点に特色があります。

持分会社の社員としては、会社の債権者に対して、直接的かつ債務全額の責任を負う社員（直接無限責任社員）と、直接的ではあるものの出資の価額を限度とした責任を負う社員（直接有限責任社員）の二種類が存在します（会社法第580条）。

BがA会社に商品を売るという事例の場合、BはA社だけでなくA会社の直接無限責任社員aに対しても商品の代金全額を請求できるということになり、A会社の直接有限責任社員bに対しては、bが出資した価額の範囲内で商品の代金の請求をできるということになります。

直接無限責任社員のみで構成される会社を合名会社、直接無限責任社員と直接有限責任社員の二種類で構成される会社を合資会社、直接有限責任社員のみで構成される会社を合同会社といいます。

持分会社の社員の種別は、特に会社の債権者にとって重要な事項ですから、登記を行うことが必要とされています（会社法第912条ないし第914条）。

(2) 持分会社の組織、運営

持分会社である合名会社、合資会社、合同会社の3社について、数多くの規定が共通に適用されます。

持分会社の業務は、社員の過半数により決定し、その決定された業務については各社員が単独で執行できます（会社法第590条）。業務の監督も各社員が行い、定款で業務執行権を有しないとされた社員であっても会社の業務や財産の調査をすることができます（会社法第592条）。

社員の地位（持分）の譲渡には他の社員全員の同意が必要となりますが（会社法第585条第1項）、社員の意思による退社制度が認められています（会社法606条）。

定款については総社員の同意で変更することとなっています（会社法第637条）。

以上が原則論ですが、定款でこれと異なる定めをすることが認められているため、かかる定款規定によって、持分会社の実態に即した組織、運営がなされることとなります。

持分会社には、株式会社のように、株主総会、取締役（会）、監査役（会）等の機関は存在せず、組合的な内部関係となっています。

(3) 合同会社の特質

合同会社は、直接有限責任社員のみで構成され、直接無限責任社員が存在しません。すなわち、会社債権者からみれば、直接有限責任社員に対して支払いを請求しても、その社員からは自分の出資した範囲でしか支払いませんと反論されるという事態が生じることになります。それゆえ合同会社には、特に会社の債権者を保護するための特殊な規定が設けられています。

合同会社の社員は会社設立時に出資全額を払込む必要がある（会社法第578条）とか、債権者に計算書類を閲覧させなければならない（会社法第625条）といったものです。

(4) 持分会社の支配

株式譲渡自由の原則を採用し、また株式の相続が可能な株式会社では、株式を買い集めて支配権を奪取しようという者が現れたり、相続によって株式が分散する結果、株主構成が変動して支配権紛争が生じるという事態が容易に起こります。

しかし、持分会社は、もともと密接な人的関係や信頼関係を基礎とした社員が集まって設立される会社で、社員の地位の譲渡に制限が課され、さらに社員の死亡が退社事由とされています（会社法第607条第1項第3号）。

とすれば、持分会社の支配権が問題になる場面といえば、主として会社設立後、社員間で意見の対立が発生するという場面でしょう。

前述のように、定款の定めがない場合、会社の業務は社員の過半数で決定されるので、社員間で意見が対立した場合には、どちらが過半数の社員を見方にできるかということがそのまま会社の運営に反映されることとなるでしょう。

3 株 式

(1) 株式の意義

(イ) 株式の特性

株式とは、株式会社における社員（出資者）の地位のことを指します。株式は細分化された単位の形をとります。

株式会社において、社員の地位を細分化された単位とするのは、多数の者が自己の資力に応じて出資できるようにするためで、それによって株式会社は資本を集積し、大規模な会社経営をすることが可能となるのです。つまり、社員の地位が1株といった単位に細分化されていることで、資金の少ない人は1株を取得し、資金の多い人はその10倍の出資をして10株を取得するということができ、より多くの者が株式会社に出資できる環境ができあがるのです。

間接有限責任という株主の責任については既に説明しましたが、株式会社が出資を集うという観点からは、非常に重要な意義を有しています。株主は、会社債権者に対して一切責任を負わないし、また株価の下落以外のリスクを負担しなくてよいという安心感があるからこそ、株式会社に出資しようという気になるのです。

さらには株式譲渡が自由とされていることも見逃すことはできません。株式の譲渡が自由であるということは、株主が株主であることを辞めたいと思ったときに、買主を見つけて株式を売ることができるということを意味します。将来的に株式を売って、お金の換えることができるという安心感も、出資、すなわち株主となることを促す大きな要因といえるでしょう。

以上のように、株式が細分化、単位化されていること、株主の責任が間接有限責任であること、株式の譲渡が自由であること、これらの要素が結合して、株式会社が多くの出資者（株主）を集めることができ、運営の基盤が成立するのです。

(ロ) 株式に関する用語

会社法上用いられている株式の用語の定義について、説明しておきます。

譲渡制限株式譲渡による株式の取得について、会社の承認が必要とされる株式（会社法第2条第17項）

取得請求権付株式株主が会社に対し、当該株式を取得するように請求できる株式（会社法第2条第18項）

取得条項付株式一定の事由が発生した場合、会社が株主に対し、当該株式の取得

を請求できる株式（会社法第3条第19項）

(2) 株主の権利

(イ) 自益権と共益権

株主の地位は株式会社に対する様々な権利となってあらわれますが、大きく分けて2種類に分類することができます。株主が会社から経済的利益を受けることを目的とする権利（自益権）と、株主が会社の経営に参加することを目的とする権利（共益権）です。

自益権としては、剰余金の配当請求権、会社清算後の資産を株主に分配する残余財産分配請求権（会社法第105条第1項）があります。また一定の場合（会社が行う重要な行為に株主が反対した場合）には株式を会社に買い取ってもらうように請求することができる株式買取請求権も自益権に分類することができます。

共益権としては、株主自らが株主総会に参加して、議案に意思を表明するという議決権（会社法第105条第1項）が中心となります。

その他、既になされた株主総会に瑕疵がある場合に、決議の取消等を請求する訴権（会社法第830条、第831条）、取締役の違法行為等を差止める権利（会社法第360条）、任務を怠った役員らに損害賠償を請求する株主代表訴訟の訴権（会社法第847条）などがあります。

また、株主としての適切な行動を取れるようにするため、会社の書類や情報をチェックする権利（取締役会議事録閲覧謄写請求権、会計帳簿閲覧謄写請求権等）が認められています。

(ロ) 単独株主権と少数株主権

単独株主権とは、一株のみ保有する株主でも行使できる権利をいい、自益権ほか、議決権が代表的なものです。

少数株主権とは、一定割合あるいは一定数以上の株式を有する株主のみが行使できる権利をいい、会計帳簿閲覧謄写請求権などがこれに該当します。複数の少数株主が同一の権利行使を意図する場合、その数人の持株数を合算することが認められます。少数株主権として一定の数的要件を課されているのは、株主による権利の濫用を防止するためです。

単独株主権や少数株主権は、株主自身による会社の監視を目的とした権利が多く、その詳細は第1の6で説明します。

(3) 株主の義務

会社設立による株式発行や新株発行の際に株式を引き受けて株主となる場合には、取得する株式の対価を会社に支払う必要がありますし、株式を第三者から取得する場合には、その第三者に対して株式の売買代金を支払う必要があります。

これらは株主の地位を取得するための出資で、株主となった後に格別な義務を負わされることはありません。たとえ会社が倒産しても、株主が会社の債権者に債務を支払う義務はないのです。

株主は、自分が出資して取得した株式について、株価が下落するというリスクを負担するだけです。

(4) 株主平等の原則

(イ) 意義と法的性質

株主は、株式会社に対する法律関係において、その有する株式の内容及び数に応じて平等の取扱いを受けることが規定されており（会社法第109条第1項）これを株主平等の原則と呼んでいます。

株式会社の社員の地位は、株式という細分化された単位の形をとるため、株主が出資して獲得した持株数に応じた平等の取扱いが求められます。1万円を払って1株を取得したaと、20万円を払って20株を取得したbという事例を設定すれば、多額の投資リスクを投じてaの20倍の株式数を有する株主となったbは、例えば剰余金の配当や、議決権の行使においてaの20倍の利益を享受できなければならないのです。

この株主平等原則は強行法的性格を有し、多数決による恣意から少数株主を守るという機能も有しています。

すなわち、株主総会や取締役会の決議は多数決で可決されますから、上記の例で、bには20の剰余金の配当を行うが、aには一切配当を行わない（本来ならばaは1の剰余金の配当を受け取れる権利があるはずです）という方針が決定される可能性があります。しかし、それは株主平等原則に抵触して無効だということになります。

(ロ) 株主優待制度

株主優待制度とは、一定数以上の株式を保有する株主に対して、株式会社が運営する事業の優待券や割引券等の特典を与えるという制度です。

株主優待制度においては、特典が持株数に比例して与えられるわけではないため、株主平等原則に反するかが問題となりますし、例えば一部の株主のみに魅力的な特典を付与する場合には、株主の権利行使に対する利益供与（会社法第120条）という問題も生じます。

判例は、個人株主の増大あるいは顧客の拡大などの会社の経営政策上の合理的必要性があり、その内容が社会通念上許容される範囲を逸脱しないものであれば、株主平等原則にも反せず、また、株主の権利行使に対する利益供与にもあたらないと解しています（高知地裁昭和62年9月30日判決〔土佐電気鉄道事件〕）。

(5) 株主平等原則の例外

(イ) 種類株式

定款の定めにより、株主の権利等に関して異なる内容の株式（種類株式）を発行することができます（会社法第108条）。

例えば、A社が普通の株式とX種類株式を発行している場合において、X種類株式の株主xと普通の株主yとで、同じ1株でもxのほうが剰余金の分配額が多いといった具合です。ただし、同一種類の株式内においては株主平等原則が採用されません。

種類株式を設けることができる権利の内容については、会社法第108条第1項各号に規定されており、以下そのポイントを説明します。

(a) 剰余金配当、残余財産分配の定め（会社法第108条第1項第1号、第2号）

剰余金の配当や残余財産分配などの財産的権利の内容につき、異なる内容を定めた種類株式を発行することができます。

例えば、X種類株式の株主xと普通株主yとの間で、同じ1株でも剰余金の配当額を異ならせることができます。

普通の株式が有する権利内容に比して、優先的内容の取扱いを受ける株式を優先株、逆に劣後的内容の取扱いを受ける株式を劣後株と言います。

また、優先とも劣後とも言い難い種類株式の例として、トラッキングストック（特定事業連動株式）があります。トラッキングストックとは、会社のある特定の事業部門と関連して利益配当の内容が連動する種類株式のことです。

特定の事業部門が好況ならば、xは普通株主yよりも多くの剰余金の配当を受け取り、不況ならばその逆の結果になるという具合です。

(b) 株主総会決議事項の制限（会社法第108条第1項第3号）

通常の株主は、会社法上株主総会決議事項とされたもの（例えば事業譲渡や定款変更）について、議決権を行使することができます。

しかし、種類株式Xの株主xは、株主総会決議事項一切について議決権を有しない（無議決権株式）とか、一部の株主総会決議事項、例えば事業譲渡についてのみ議決権を有すると定めることができます（一部議決権株式）。

このように議決権の対象となる決議事項について何らかの制限が設定されている株式を議決権制限株式といいます。

公開会社においては、議決権制限株式は、発行済株式総数の2分の1を超えてはならないという数的制限が課され、これを超えた場合にはその割合を2分の1以下にするための措置をとらなければなりません（会社法第115条）。

(c) 株式譲渡制限の設定（会社法第108条第1項第4号）

特定の種類の株式に、株式譲渡制限を設定することができます。株式譲渡制限が設定された種類の株式を譲渡によって取得しようとする者は、会社の承認を得ることが必要となります。

株式譲渡制限の設定に反対の種類株主には、会社に対する株式買取請求権が認められています（会社法第116条第1項第2号）。

(d) 取得請求権付株式、取得条項付株式（会社法第108条第1項第5号、第6号）

特定の種類の株式を、取得請求権付株式、取得条項付株式とすることができます。

X種類の株式が取得請求権付株式とされた場合、その株主xは会社に対して、xの有するX種類の株式を取得するように請求することができますし、一方で取得条項付株式とされた場合には、一定の事由の発生を条件として、会社は一方的にxの有するX種類の株式を取得することができます。

取得条項付種類の株式は、種類株主の意思にかかわらず、一定の事由の発生により会社が株式を取得するという効果をもたらすため、種類株主全員の同意がないと定款に規定することができません（会社法第111条）。

(e) 全部取得条項付種類の株式（会社法第108条第1項第7号）

特定の種類の株式全部を、株主総会の決議によって会社が取得できるようにすることができます。株主総会の決議（多数決）によって、種類の株式の全部を取得できることが特徴的であり、全部取得条項の設定に反対の種類株主には、会社に

対する株式買取請求権が認められています（会社法第116条第1項第2号）。

(f) 種類株主総会決議の加重（会社法第108条第1項第8号）

株主総会（取締役会、清算人会）の決議事項について、当該決議に加えて、特定の種類株式の株主によって構成される種類株主総会の決議を必要と定めることができます。

例えば、事業譲渡は株主総会の特別決議事項とされますが、これに加えて、X種類株式の株主による種類株主総会決議を必要とすると定めることができます。

すなわち、通常の株主の多数決で成立する事項について、X種類株式の株主に一種の拒否権を付与する結果となります。

(g) 種類株主総会による取締役又は監査役の選任（会社法第108条第1項第9号）

特定の種類株式の株主によって構成される種類株主総会で、取締役、監査役の選任を行うことができます。

例えば、10人の取締役を選任するに当たり、X種類株式の株主による種類株主総会で7人を選任し、Y種類株式の株主による種類株主総会では3人を選任するといったことができます。

このような方法はベンチャー・キャピタルが投資先企業に取締役を派遣し、又は合弁会社の設立にあたり、各出資企業が出資割合等に応じて取締役を選任できるようにする場合において有用といえるでしょう。

(d) 非公開会社における株主ごとの異なる取扱い（会社法第109条第2項）

非公開会社においては、定款の定めにより、同一の内容の株式を有する株主であっても、剰余金配当、残余財産分配、議決権について、株主ごとに異なる取扱いを行うことができます。

例えば、aもbもA会社の株式同数を所有する株主であるのに、aはbの2倍の議決権を行使できるという取扱いが認められることとなります。

(h) 単元株制度（会社法第188条第1項）

単元株制度とは、定款の定めによって、一定の数の株式をまとめて1単元の株式とし、1単元に1つの議決権を付与する制度です。

単元未満の株主の議決権行使を排除することにより、会社の株主管理コストを削減するための制度です。

単元ごとに議決権が発生し、株式数に比例した取扱いとなっていない点で、株主

平等原則の例外といえます。

(二) 不利益を受ける株主の承認

株主平等原則は少数株主の保護のための原則ですから、不平等な取り扱いによって不利益を受ける当該株主が、その不平等な扱いを了承した場合には、株主平等原則の適用はないこととなります。

(6) 株券

(イ) 株券の発行

株式会社は、定款の定めがある場合にのみ、株券を発行することができます（会社法第214条）。

株券発行会社は、株式を発行したり、株式の併合や分割をした後は、遅滞なく当該株式に係る株券を発行しなければなりません。非公開会社においては、株主からの請求があるまで株券を発行しないことができます（会社法第215条）。

遅滞ない発行とは、株券発行事務に必要とみられる合理的な期間内における発行をいい、発行する株券の数量、発行事務処理態勢などを考慮して個別的に判断されるものです。

(ロ) 株券の意義

株券とは、株式を表章する有価証券です。

株式会社の社員の地位自体は無形であるため、株式という地位と株券という証券とを結合させる技術が認められています。

(a) 有価証券としての性質

株式の譲渡（権利の移転）には、株券の交付が必要とされます（会社法第128条）。

株券の所持人は当該株券にかかる株式について、適法な権利を有すると推定されます（会社法第131条第1項）。すなわち、株券の所持人が株主であると推定されるのです。

株券は、善意取得の対象とされ、悪意、重過失なくして株券を取得した者は、当該株券にかかる株式を取得することになります（会社法第131条第2項）。

また、株券の所持人に対して悪意、重過失なくして株主名簿の名義書換に応じるなど義務を履行した会社は、株券の所持人が真の権利者と異なっても責任を免れることができます。

(b) 株券の特質

株券は、会社の成立又は新株の発行により発生した株式という地位を表章するものであり、手形や小切手のように証券の作成により権利が発生するわけではありません。すなわち、株券に誤記がある場合でも、その記載どおりの権利が発生するわけではなく、実質的に発生した株式の内容と異なる範囲において、株券の記載のほうが無効とされます。

また、権利の移転（株式の譲渡）には株券の交付が必要とされますが、権利の行使については株券が必要とされず、株主名簿の名義の記載によってなされるという特質があります。

(c) 株券の記載事項

株券には、会社の商号、株式数、株式譲渡制限がある場合はその旨、など法定の事項の記載が求められます（会社法第216条）。

(ハ) 株券不所持制度

株券を喪失した場合には、株券を善意取得され、それまでの株主が権利を失うというリスクが生じることになります。そこで、株主としてはそもそも株券の所持を望まないという選択肢が考えられます。

株券発行会社であっても、株主が株券の所持を望まない場合には、申し出により株券を所持しないこととし、株券の所持を望むときに、会社に株券を発行してもらおうという制度を利用することができます（会社法第217条）。

株券発行会社の株式譲渡には株券の交付が必要とされていますから、株式を譲渡する際には、まず会社に株券を発行してもらい、その後に譲渡を行うという流れになります。

(ニ) 株券失効制度

株主が株券を喪失した場合には、株券喪失登録を行い、行方不明となった現在の株券を無効にして、会社から株券の再発行をしてもらおうという手続きを踏むことになります。

株券を喪失した株主は、会社に対し株券喪失登録の申請を行い、会社はその旨を株券喪失登録簿に登録します（会社法第223条）。

株券喪失登録がなされた株券は、現在の株券所持者や登録者自身による登録抹消申請がない限り、登録日の翌日から1年を経過した日に無効となります。その後、

会社は、株券喪失登録者に対して株券の再発行を行います（会社法第228条）。

株券喪失登録がされると、登録期間中は、その株式について株主名簿の名簿書換ができなくなります（会社法第230条第1項）。

一方で、喪失登録された株券を所持している者が存在する場合、株券喪失登録を放置しておくとその株券が無効になってしまうという不利益を受けるため、会社に対し、株券を添付して喪失登録の抹消申請を行うこととなります（会社法第225条）。

この場合、喪失登録者と株券所持人のいずれが真の株主であるかという紛争が生じることとなり、実務上は喪失登録者が株券所持人を相手取り、株券の占有移転禁止の仮処分申請や株主権確認訴訟などの法的手続を採用することになるでしょう。

(7) 株式の譲渡

(イ) 意義

株式譲渡とは、契約により他者へ株式を移転することをいいます。株券発行会社においては、株式譲渡には株券の交付が必要です。

株式の譲渡により、譲受人は、譲渡人（従前の株主）が有している株主としての地位を、包括的に承継します。

(ロ) 株式譲渡自由の原則

会社法は、原則として株式の自由な譲渡を認めています（会社法第127条）。

株式の譲渡が自由であるということは、株主であることを辞めたいと思ったときには、いつでも買主を見つけて株式を売ることができるということを意味します。

すなわち、株式を売却することで代金を受け取ることができ、株主となる際に投じた費用を回収することができます。将来的に株式を売って、お金の換えることができるという安心感があるからこそ、株式会社に出資をして株主となろうとする者が多数現れ、株式会社が資本を結集できるのです。

一方、株式の自由譲渡性を認めても、株式会社では株主の個性は重視されないことが通常であるため、会社にとって特段の不都合はないのです。

(ハ) 法律上の株式譲渡制限

(a) 権利株の譲渡

権利株とは、株式発行の効力発生前における地位（将来的に株主となる権利）のことです。権利株の譲渡は会社に対して対抗できないとされています（会社法第

35条)。

株式発行の効力発生前に、株主となるべき者が変動してしまうと、株主名簿の整備等、会社の事務処理が遅滞することになるため、権利株の譲渡の効力を会社との関係で制限しています。

(b) 株券発行前の株式の譲渡

株券発行会社において、株券発行前に株式譲渡をしても、会社に対抗することができないとされています(会社法第128条第2項)。

株券発行前に株主が変動してしまうと、株券発行の手続きに手間が生じることになります。すなわち、会社はaという株主に対して株券を交付する準備をしていたのに、株式を譲渡したからbが株主となる(今度はbに対して株券を交付しなければならない)ということ認めれば、それまでの準備が無駄になってしまうという不都合が生じるからです。

一方、会社が株券の発行を懈怠しているときは、株主は、株券の交付なく株式を譲渡でき、会社もその効力を否定することはできないと解されています(最高裁判所昭和47年11月8日判決)。

(c) 子会社による親会社株式の取得

子会社は、一定の例外を除き、親会社の株式を取得することを禁止され、例外的に親会社の株式を取得した場合でも、相当の時期に処分しなければならないとされています(会社法第135条)。

親会社は子会社を実質的に支配していますから、親会社の経営陣が子会社が有する親会社株式の議決権を意のままに操るという危険性が生じます。親会社の株主総会の公正を保つための規定です。

(d) 自己株式の取得

会社が自社の株式を取得する場合に一定の制限が課されます。

例えば、株主と会社の合意で、会社に株式を売却する場合には、会社側において、あらかじめ、取得する株式の数や引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額を株主総会の決議で定めておかなければならない、という手続的な規制があったり(会社法第156条) 会社に一定の利益(分配可能額)がない限り、会社は自己株式を取得できないという財源的な規制があったりします(会社法第461条)。

(二) 定款の定めによる株式譲渡制限

(a) 制度趣旨

わが国における株式会社の実態は、その大多数が非上場かつ中小規模の会社であり、これらの株式会社においては、株式が流通するということは事実上ないといえます。

このような会社は株主の数が少なく、しかも同族間で株式を所有していることが多いため、株式会社の運営において株主の個性が重要な意味を持つ場面が多々想定されます。このような会社において、株式譲渡自由の原則を維持することは、その実態に照らして実益に乏しいばかりか、部外者による会社の乗っ取りといった弊害が生じるおそれもあります。

そこで、定款の定めにより、譲渡による株式の取得については会社の承認を要するという制限（株式譲渡制限）を設けることが認められています（会社法第2条第17項）。

株式譲渡制限は会社が発行する全部の株式について設定することができますし（会社法第107条第1項第1号）特定の種類の株式についてのみ設定することもできます（会社法第108条第1項第4号）。

株式譲渡制限の設定によって、株式譲渡による株主の変動については会社に決定権が留保されることになり、会社にとって好ましくない者が株式の譲渡を受けて株主になるという事態を防止できるのです。

一方、株式を譲渡したい株主にとって、株式を換価できる道を閉ざさないということも必要不可欠です。譲渡に会社の承認が得られない場合であっても、最終的には会社ないし会社が指定する第三者に株式を買取ってもらうという手続が存在します（会社法第140条）。

(b) 譲渡承認の決定機関

譲渡制限株式の譲渡承認は、取締役会の決議（取締役会非設置会社においては株主総会）によりますが、定款の定めによりこれとは異なる定めをすることができます（会社法第139条第1項）。例えば、代表取締役に譲渡承認を決定させることも可能です。

(c) 譲渡制限を定める手続

株式譲渡制限の定めは、会社設立の際の定款、又は会社設立後の定款変更によ

って設定することになります。

会社が発行する全部の株式について株式譲渡制限を設定する定款変更決議には、議決権を行使することができる株主の半数以上、当該株主の議決権の三分の二以上の多数という特殊決議が必要となります（会社法第309条第3項第1号）。

会社が発行する特定の種類株式について株式譲渡制限を設定する定款変更には、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主の半数以上、当該種類株主の議決権の三分の二以上の多数という特殊決議が必要となります（会社法第324条第3項第1号）。

定款の定めにより、これらの要件を加重することはできますが、緩和することはできません。株式譲渡自由の原則との関係により、通常の定款変更の場合よりも厳重な要件が定められています。

この定款変更に反対する株主や種類株主は、会社に対して、株式を公正な価格で買い取るように請求することができます（会社法第116条第1項、第2項）。また、譲渡制限が課される株式を目的とする新株予約権者も、会社に対して、新株予約権を公正な価格で買い取るように請求することができます（会社法第118条第1項）。

(d) 譲渡制限株式の譲渡承認手続きの流れ

これから譲渡制限株式を譲渡しようとする株主のほか、既に譲渡制限株式を譲渡によって取得した者も、会社に対して、譲渡による取得を承認するように請求を行うことができます。

承認請求の際には、取得株式数や取得者等を明らかにして会社に通知を行う必要があります（会社法第138条）。

会社が譲渡を承認しない場合には、この譲渡承認請求の日から2週間以内に、請求者に対して通知をすることを要し、この期間内に通知がなされないときは、譲渡を承認したとみなされます（会社法第145条第1項）。

(e) 譲渡不承認の場合の株式買取請求

1) 株式買取請求とその相手方

株主や取得者は、譲渡承認請求とあわせて、会社が譲渡による取得を承認しない場合には、会社または会社が指定する第三者（指定買受人）が、当該株式を買い取るように請求することができます（会社法第138条）。すなわち、

会社が承認しない場合であっても、最終的にはその株式をお金に買える手段が確保されているのです。

買取の相手方については、会社自らが株式買取請求に応じるか、会社が買取に応じる第三者（指定買受人）を指定するか、という2種類の選択がなされます。

いずれの場合も、会社あるいは指定買受人から、買取請求者に対し、株式を買い取る旨や、買い取るべき株式数等を通知することを要し（会社法第141条第1項、第142条第1項）、一定期間内にこれらの通知がなされないときは、譲渡による取得が承認されたものとみなされます（会社法第145条第2項）。

2) 供託手続

会社あるいは指定買受人が上記通知をすることにより、株式の売買が成立します。

会社あるいは指定買受人は、買取対象の株式の純資産額（1株あたりの純資産額として算出される額に対象株式数を乗じた額）を供託する必要があります（会社法第141条第2項、第142条第2項）。一方で、株券発行会社に対する株式買取請求の場合、買取請求者は株券を供託する必要があります（会社法第141条第3項、第142条第3項）。

3) 売買価格の決定

売買価格は、まず買取請求者と会社ないし指定買受人との協議で決定されます（会社法第144条第1項）。

しかし、協議が調わないときは、会社ないし指定買受人からの株式買取の通知があった日から20日以内に、裁判所に対して価格決定を請求することができ、裁判所は買取請求時における会社の資産状態その他一切の事情を斟酌して売買価格を決定します（会社法144条第2項、第3項）。

一方で、裁判所に対する価格決定の請求がなされない場合は、供託金額が売買価格となります（会社法第144条第5項）。

すなわち、売買価格について協議も整わず、供託金額を売買価格とすることについても不満がある場合には、裁判所の判断を仰ぐということになるのです。

4) 買取請求の撤回

譲渡不承認の場合の株式買取請求を行い、会社あるいは指定買受人がこれに応じる通知をした後は、買取請求者は、当該会社や当該指定買受人の承諾を得ない限り、買取請求を撤回することはできません（会社法第143条）。

株式買取の準備を進める会社や指定買受人の利益に配慮した規定です。

(f) 会社の承認を得ない株式譲渡の効力

会社の承認を得ないでされた譲渡制限株式の譲渡の効力は、譲渡当事者間では有効ですが、会社に対してその効力は及びません。

これは、株式譲渡制限の趣旨が会社にとって好ましくない者が株主となることを排除することにある以上、対会社関係で譲渡の効力を否定すれば必要かつ十分であり、当事者間における効力を認めても差し支えないと考えられるからです（最高裁判所昭和48年6月15日判決）。

譲渡制限株式について質入や譲渡担保の設定がなされている場合、それ自体は株式譲渡とは言えないので、質入や担保権設定の際に会社の承認は必要ありません。ただ、質権その他の担保権が実行されると、担保権者等に株主の権利が移転するため、この段階で会社に対し、承認あるいは不承認の場合の株式買取請求をすることになります。

(g) 相続その他の一般承継と譲渡制限の関係

相続その他一般承継（合併等）による株式の取得は、法律上当然の承継（包括承継）であり、譲渡による株式の取得ではありません。よって、定款で株式譲渡制限を定めた会社においても、相続その他一般承継が発生すれば、会社の承認を得ることなく承継人が新たな株主となります。また、相続その他一般承継による株式の取得には、会社の承認を必要とすると定款で定めることも許されません。

しかし、相続その他一般承継によっても株主は変動しますから、会社にとって好ましくないものが株主となることを排除したいという株式譲渡制限の目的を実現させる必要性はこの場面でも妥当します。

そこで、会社は、定款の定めにより、相続その他一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すように請求することが認められています（会社法第174条）。これによって会社は、相続人等の株式を買取ることができます。

(8) 自己株式の取得

(イ) 意義

株式会社が自社の株式を取得することを、自己株式の取得といいます。

会社が自己株式を取得、保有するメリットとしては、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為を行う際に、新株の発行を伴う方式に代えて、会社の保有する自己株式を割当てすることで、組織再編による株式価値の薄まりや新株発行の負担を防ぐことができます。

また、会社が自己株式を購入して自社株の需給バランスを保つことが株価対策となったり、会社に余剰資金が出た場合に自己株式を購入すれば、株主に対する実質的な剰余金分配がなされたこととなります。

支配権との関係では、会社が自己株式を取得することによって、敵対的株主が取得可能な株式の総量を減らし、現在の支配株主の支配割合を保持するという効果も期待できます。

例えば、会社が100の株式を発行して、筆頭株主aが50の株式を保有しているという状況の中、会社が中立的株主bから20の株式を取得するという場面を考えます。自己株式には議決権が認められませんから、議決権を行使できる株式の総数は自己株式の取得により100から80に減少し、逆にaの議決権割合は100分の50(50%)から80分の50(62.5%)に上昇するという効果が生じます。

(ロ) 自己株式の地位

自己株式には議決権は認められず(会社法第308条第2項)、剰余金配当や残余財産分配の請求権は認められていません(会社法第453条、第504条第3項)。

(ハ) 自己株式を取得できる場面

自己株式の取得が有償で行われる場合には、実質的には会社財産の払戻しとなりますから、これを無制限に認めると会社の財産的基盤が危うくなりますし、特定の株主から高値で買い取るということを行えば、株主間の不平等にもなります。

例えば、敵対的株主から高額で株式を買い取るということを行えば、現在の支配株主の会社の支配権は強固なものになりますが、これは会社の財産的基盤や一般株主の利益、平等を犠牲にした不当なものといわざるを得ないでしょう。自己株式の取得は、様々な目的に利用可能ですが、安易にこれを行うことで、会社、ひいては—

般株主の利益を害することがあってはなりません。

そのような危険を回避するために、会社法は自己株式を取得できる場面を限定し、その手続や財源について規定を設けています。自己株式を取得できる場面としては、株主との合意による有償取得、取得請求権付株式や取得条項付株式の取得、相続人等の一般承継者に対する売渡請求、株主からの株式買取請求、などが規定されています（会社法第155条）。

支配権に関連する場面として、特定の株主との合意による有償取得と、相続人等に対する譲渡制限株式の売渡請求にスポットをあてることとします。

(二) 特定の株主との合意による有償取得

株式を売りたいと考えている株主と会社との合意によって、株式の売買を行う場面です。

特定の敵対的株主から株式を売ってもらったり、敵対的株主ではないけれども株主を売りたいと考えている株主から株式を売ってもらう場面が、会社支配権と関連することになります。敵対的株主が所有する株式や敵対的株主が取得可能な株式の総量を減らし、現在の支配株主の支配割合を保持するという効果が生じるからです。

(a) 手続の流れ

あらかじめ、会社が取得する株式数、株式取得と引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額、株式を取得することができる期間、これらと併せて特定の株主に対してのみ株式取得の通知をなすこと、を株主総会で決定します（会社法第156条、第160条第1項）。

は自己株式取得のための一定の枠を決めておくという意味で、株主からの有償取得に必要な一般的手続きです。は特定の株主からの有償取得の際にのみ必要な手続きです。

この株主総会は特別決議が要求され、当該特定株主は議決に加わることができません（会社法第309条第2項第2号、第160条第4項）。これは、他の株主との平等や他の株主の意見に配慮する必要があるため、決議の要件を加重し、利害関係人である特定株主を議決から排除しているのです。

その後、株式を取得しようとする都度、取締役会で取得株式数や対価の内容及びその算定方法、株式譲渡しの申込みの期日等、会社による株式取得の内容を具体的に決定します（会社法第157条）。

取締役会の決定後に、特定の株主に対してこの内容を通知し（会社法第158条）これを受けた株主からの申込みによって、売買が成立することとなります（会社法第159条）。

(b) 財源的規制

会社は無制限に自己株式を有償取得できるわけではなく、財源的に余裕がある場合にのみ可能です。自己株式の有償取得が実質的な会社財産の払戻しであるため、会社の財産的基盤を確保できている場合にのみ、これを認めるべきだからです。

よって、自己株式の有償取得は、分配可能額（剰余金等から一部の費目を控除した額）の範囲内で行わなければならないという財源的な規制が設けられています（会社法第461条）。

(c) 他の株主の追加売渡請求権

会社が特定の株主からのみ株式を有償取得することは、他の株主との関係で不公平を招く危険が存在します。それゆえ、他の株主は、自分も有償取得の対象となる特定の株主に加えるように請求することが認められています（会社法第160条第3項）。

例外として、非公開会社が相続その他一般承継によって株主となった者から株式を有償取得する場合や、取得の対象となった株式が市場価格ある株式で、取得対価が市場価格を超えない場合等には、他の株主による追加売渡請求権は認められません（会社法第161条、第162条）。

(ホ) 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求

会社は、定款の定めにより、相続その他一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すように請求することが認められています（会社法第174条）。相続人等が承継した株式を手放すことに合意しない場合であっても、会社が一方的に株式の売渡を請求することが認められています。

支配権との関係では、相続が発生し、株式が相続人に分散してしまったが、その一部の相続人（株主）を何とか株主から排除したいというような場面で問題となります。

(a) 手続の流れ

前提として、会社が譲渡制限株式の相続人その他一般承継人に対して、株式の売渡請求をすることができる旨の定款規定が必要です。

そして、会社が相続その他一般承継による株式の承継を知ったときから1年以内に、売渡請求の対象者やその株式数を株主総会で決議します（会社法第175条、第176条）。

この株主総会には特別決議が必要とされますが（会社法第309条第2項第3号）売渡請求の対象者はこの議決に加わることはできません（会社法第175条第2項）。慎重な判断を担保するために決議の要件を加重する一方、利害関係人である売渡請求の対象者を議決から排除しているのです。

その後会社は対象者に対して売渡請求を行い、価格について協議することになります。協議が整わないときは裁判所の判断を仰ぐことができます（会社法第177条）。

(b) 財源的規制

相続人等に対する売渡請求による自己株式の取得も、分配可能額の範囲内で行わなければならないという財源的な規制が設けられています（会社法第461条）。

(9) 株主名簿

(イ) 意義

株主名簿とは、株主および株券（株券発行会社）に関する事項を明らかにするため会社法の規定により作成される帳簿をいいます（会社法第121条）。

株式会社においては、多数の株主によって集団的かつ反復的な権利行使がなされたり、株主が頻繁に変動するといった事態が生じるため、株主名簿を設置し、株主の権利行使は、株主名簿の記載を基準とすることにしています。

株主名簿には、株主の氏名および住所、株主の有する株式の種類や数、株式の取得年月日、株券の番号（株券発行会社）などが記載されることになっています。

(ロ) 株主名簿の効力

(a) 資格付与力、対抗力

株主は、氏名及び住所等を株主名簿に記載（名義書換）するまでは、会社に対して自己が株主であることを主張できません（会社法第130条第1項）。逆に、名義書換さえ完了すれば、株主として権利の行使が認められます。

(b) 免責的効力

株主名簿の記載に基づく資格付与の反射として、会社は株主名簿に記載された株主を株主として取り扱えば足り、それにより会社は免責されます（会社法第1

26条第1項)。

(H) 株主名簿の閲覧謄写請求権

株主名簿は会社の本店ないし株主名簿管理人の営業所に備え置くこととされており、株主及び会社債権者は、営業時間内にはいつでも、株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができます(会社法第125条第1項、第2項)。

ただし、閲覧謄写の目的が株主の権利行使と無関係であったり、第三者に情報を売却することが目的であったりする場合等一定の除外事由があるときは、閲覧謄写はできません(会社法第125条第3項)。一定の除外事由は、会社側で立証することを要します。

(二) 名義書換制度

(a) 名義書換の方法

名義書換とは、株式についての権利移転があった場合に、取得者の氏名及び住所等を株主名簿に記載することをいいます。

名義書換は、株式取得者と取得した当該株式の株主名簿上の名義人が共同して行うこととされています(会社法第133条第1項)。

なお、株券発行会社においては、株式の取得者が単独で株券を呈示することによって名義書換を請求することができます。株券の占有者が適法な権利者と推定されるからです(会社法第131条第1項)。

この場合、会社は、株券所持者が無権利者であることを知り、かつ、容易に証明できる場合など、故意又は重大な過失が存すると認められる場合以外は、株券の所持者に対して名義書換を行えば免責されます。

(b) 名義書換の不当拒絶や懈怠

会社が名義書換を不当に拒絶したり、名義書換を懈怠していた場合の法律関係について説明します。

会社が名義書換を不当に拒絶したり、名義書換を懈怠した場合には、その株主の被った損害について不法行為に基づく賠償責任(民法第709条)を負うほか、罰則による制裁を受けます(会社法第976条第7項)。

さらに、名義書換を不当に拒絶している会社が、株式譲受人に対し、名義書換未了を理由に株主としての扱いを拒否することは信義則に反します。このような場合に株式譲受人は、株主名簿の名義書換前でも、株主としての権利行使をする

ことができると解されており、判例も同様の立場を採っています（最高裁判所昭和41年7月28日判決）。さらに同判例は、会社の過失による名義書換未了の場合にも、不当拒絶の場合と同様の取扱いをしています。

(c) 失念株主の取扱い

剰余金の配当は、決算期における株主名簿上の株主に支払われ、また募集株式の発行が株主割当で行われた場合には、割当期日における株主名簿上の株主が株式の割当を受けます。

それらの期日の前に株式を取得したものの、名義書換をしていない場合には、その株式譲受人（これを名義書換を失念した株主という意味で「失念株主」といいます）は、剰余金の配当や株式の割当を受けられません。それらの権利が与えられるのは、すでに株式を譲渡してしまった名簿上の株主ということになります。

このような場合、株式の譲受人は名義書換をしていないため、会社に対して、自分が株主であることを主張できません。しかし、譲渡当事者間では譲渡の効果を否定する理由はありませんので、株式譲受人は、譲渡人（名簿上の株主）が得た利益を、不当利得として、譲渡人に返還請求することとなるでしょう（民法第703条）。

(ホ) 株主名簿の基準日

議決権を例に挙げますと、株主総会当日に株主名簿に記載された株主が議決権を行使できるのが当然とも思えます。剰余金の配当請求権に関しては、決算期末あるいは計算書類承認の株主総会決議当日の株主に与えるのが妥当とも思えます。しかし、株主の変動やそれに伴う株主名簿の記載の変更が頻繁な会社においては、株主総会当日の株主を把握することは必ずしも容易ではありません。

そこで、一定の日を基準日として、当該基準日の株主名簿上の株主に株主としての具体的な権利を付与するという方法が認められています（会社法第124条）。

基準日は株主あるいは株主になろうとする者にとって重要です。定款に定めるか、基準日の2週間前までに公告することが必要です。

4 募集株式

(1) 募集株式の意義

募集株式の発行とは、会社が発行する新株、または会社が処分する自己株式を引き受けて、株主となる者を募集することをいいます。

新たに株主となるものを募集して出資を募り、会社の資金調達をはかることが目的とされます。

募集株式の発行には、2種類の割当方法が存在します。

募集対象を既存の株主のみとし、しかも、株主の持株数に応じて、比例的に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合を株主割当とといいます（会社法第202条第1項）。

A会社が株主a（60株保有）、株主b（40株保有）で構成される場面を事例にすれば、A会社が50株の新株による募集株式の発行を行った場合、aに30株、bに20株の割当てを受ける権利を与える場合のことです。株主割当の前後で既存株主の議決権割合が変化しない（aは60%、bは40%）ことが特徴的です。

一方、株主以外の第三者を募集対象とする場合、もしくは株主を募集対象とする場合であっても、持株数に比例しないで募集株式の割当てを受ける権利を与える場合を第三者割当とといいます。

上の事例で外部の第三者cに募集株式の発行を行う場合や、aのみに募集株式の発行を行う場合、またa及びbを募集対象とするもののaに40株、bに10株（従前の持株数に比例しない割合）の割当てを受ける権利を与える場合、などが第三者割当の具体例です。前者の例はcの登場によりa、bともに議決権割合が低下し、後2者の例はaの議決権割合が増え、bの議決権割合が減ることになります。すなわち株主割当と異なり、第三者割当の前後で既存株主の議決権割合が変化することが特徴的です。

(2) 既存株主との関係

株主割当の場合には、株主構成やその持株比率に変化が生じないため、議決権割合が維持される一方、第三者割当の場合には、株主構成や持株比率が変化する結果、議決権割合が低下する既存株主が必ず発生することとなります。

さらに、第三者割当において設定される払込金額が従来の株価より低い場合、これを割当てを受ける第三者から見れば、少額で多くの株式を取得できることを意味します。

会社に払い込まれた財産以上に株式の数が増えたわけですから、第三者割当の恩恵にあずかれなかった既存株主から見た場合、その有する株式の価値が下がるという結果になるのです。

このように、株主割当よりも第三者割当、単純な第三者割当よりも払込金額が安い（第三者にとって有利な）第三者割当の順で、既存株主に対する影響が大きくなるといえ、相応の手続きが設けられています。

支配権との関係では、株主割当の場合、その前後で株主構成や議決権の割合に変化はなく、会社支配の構造が維持されるため、さして重要な意味はありません。

一方で第三者割当の場合、会社が特定の株主あるいはその味方をしてくれる第三者にのみ募集株式を発行すれば、当該株主側の議決権割合が増え、他の株主の議決権割合は低下しますから、会社支配権の維持や奪取に大きく関わることとなります。

ただし、募集株式の発行は、会社の資金調達のために設けられた制度であり、この視点を忘却して、募集株式の発行を会社支配権の道具と化し、特定あるいは少数派の株主の利益を侵害することは認められないことには注意が必要です。

(3) 第三者割当の手続

公開会社の場合は、取締役会決議で募集事項を決定すれば足りるのが原則ですが、払込金額が第三者にとって特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議で決定することが必要とされています（会社法第201条第1項、第309条第2項第5号）。そして取締役は、特に有利な払込金額で募集株式を発行することを必要とする理由を株主総会の場で説明する義務を負います（会社法第199条第3項）。

非公開会社の場合は、募集事項を株主総会の特別決議で決定するのが原則です（会社法第199条第2項、第309条第2項第5号）。さらに払込金額が第三者にとって特に有利な金額である場合、取締役は、特に有利な払込金額で募集株式を発行することを必要とする理由を株主総会の場で説明する義務を負います（会社法第199条第3項）。

特に有利な払込金額の判断基準について、既存株主の利益と募集株式の発行による資金調達の利益相互の調和の中で決せられますものといえますが、市場価格ある株式については、第1次的には払込金額決定直前の市場価格を基準にし、他に当該株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状況、配当状況、会社の業績予測、発行される募集株式数、株式市況の動向等の事情がその基準となります（最高裁判所昭和50

年4月8日判決)。

市場価格のない株式については、会社の資産状況、配当状況、発行される募集株式数や会社の業績予測等の事情が総合的に判断されることとなります。

(4) 株主割当の手続

公開会社においては、取締役会の決議で募集事項が決定されます(会社法第202条第3項第3号)。

非公開会社においては、株主総会の特別決議で募集事項が決定されるのが原則ですが、定款の定めにより取締役会の決議に委任することが認められます(会社法第202条第3項、第309条第2項第5号)。

株主割当の場合には、第三者割当のように払込金額が有利であることによる手続的制限はありません。

(5) 差止請求

法令または定款に違反する、もしくは著しく不公正な方法によって募集株式の発行(新株発行や自己株式の処分)を行おうとする場合で、これによって、株主が不利益を受けるおそれがある場合には、その株主は、会社に対して当該行為の差止請求をすることができます(会社法第210条)。

手続上必要とされる取締役会や株主総会の特別決議を経ていなかったり(法令違反)、取締役が資金調達とは無関係に、自己の地位保全を意図して、自分を支持する特定の株主や第三者に対して大量の新株を割当てる(著しく不公正な方法)場合などです。

差止請求は、会社がこれから募集株式の発行を行おうするものをやめさせるもので、既に募集株式の発行がなされてしまった後は、無効や不存在確認の訴えによることとなります。

(6) 無効、不存在の訴え

募集株式の発行(新株発行や自己株式の処分)は実行されたしまったけれども、その内容や過程に瑕疵がある場合、無効や不存在を求めて提訴することができます(会社法第828条、第829条)。

無効事由は条文上規定されていませんが、すでに募集株式が発行された後であるため、重大な瑕疵に限定されます。経済的な損害を被った株主が存在すれば、それは不正な募集株式の発行をすすめた取締役らに対する損害賠償で解決できるからです。

不存在とは、募集株式発行の外見はあるもののその実体が全く存在しない場合のこ

とで、払込がなされていないのに株式が発行されたような場合です。

5 新株予約権

(1) 意義

新株予約権とは、それを行行使することで、会社から新株の発行や自己株式の移転を受けることができるという権利です。

新株予約権者は、定められた権利行使期間内に、一定の払込金額を支払って権利を行行使し、株式を取得することができます。

新株予約権は、取締役や使用人に対するストックオプションの付与のために発行されたり、他の金融商品と結合して資金調達を多様化するために用いられます。

募集株式と同様、新株予約権の割当にも株主割当(全ての株主に対する比例的割当)と第三者割当(それ以外の割当)の2種類があります。

(2) 既存株主との関係

安価な払込金額が設定されて第三者割当がなされ、現実にその第三者が新株予約権を行行使した場合、新株予約権の割当にあずかれなかった既存の株主にとって、議決権の割合の低下や株式の価値の下落という不利益を被ることは、募集株式で述べたこととほぼ共通します。

会社が特定の株主あるいはその味方をする第三者にのみ新株予約権を割当て、実際にその株主等が新株予約権を行行使した場合には、当該株主側の議決権割合が増え、他の株主の議決権割合は低下しますから、新株予約権の発行も支配権の維持や奪取に大きく関わることとなります。

もっとも、募集株式の発行と同様に、新株予約権を会社支配権の道具と化し、特定あるいは少数派の株主の利益を侵害することは認められないことには注意が必要です

(3) 第三者割当の手続

公開会社の場合は、取締役会決議で募集事項を決定すれば足りるのが原則ですが、新株予約権の払込金額等が新株予約権を引き受ける第三者にとって特に有利である場合は、株主総会の特別決議で決定することが必要とされています(会社法第240条第1項、第309条第2項第6号)。そして取締役は、特に有利な払込金額等を設定して新株予約権の引受けを募集することを必要とする理由を株主総会の場で説明する義務を負います(会社法第238条第3項)。

非公開会社の場合は、募集事項を株主総会の特別決議で決定するのが原則です(会社法第238条第2項、第309条第2項第6号)。さらに払込金額等が新株予約権を

引き受ける第三者にとって特に有利である場合、取締役は、特に有利な払込金額等を設定して新株予約権の引受けを募集することを必要とする理由を株主総会の場で説明する義務を負います（会社法第238条第3項）。

(4) 株主割当の手続

公開会社においては、取締役会の決議で募集事項が決定されます（会社法第241条第3項第3号）。

非公開会社においては、株主総会の特別決議で募集事項が決定されるのが原則ですが、定款の定めにより取締役会の決議に委任することが認められます（会社法第241条第3項、第309条第2項第6号）。

株主割当の場合には、第三者割当のように払込金額が有利であることによる手続的制限はありません。

(5) 差止請求

法令または定款に違反する、もしくは著しく不公正な方法によって新株予約権の発行を行おうとする場合で、これによって、株主が不利益を受けるおそれがある場合には、その株主は、会社に対して新株予約権発行の差止請求をすることができます（会社法第247条）。募集株式発行の差止と同様の規定が設けられています。

手続上必要とされる取締役会や株主総会の特別決議を経ていなかったり（法令違反）、取締役が専ら自己の地位保全を意図して、自分を支持する特定の第三者や株主に対して大量の新株予約権を割当て（著しく不公正な方法）場合などがあります。

差止請求は、会社がこれから新株予約権の発行を行おうするものをやめさせるもので、既に新株予約権の発行がなされてしまった後は、無効や不存在確認の訴えによることとなります。

(6) 無効、不存在の訴え

新株予約権の発行がなされてしまったが、その内容や過程に瑕疵がある場合、その無効や不存在を求めて提訴することができます（会社法第828条、第829条）。これも募集株式と共通しています。

6 株主の監督是正権

(1) 株主による監督

会社法は株主自身が会社の監視監督を行うための規定を設けています。取締役会が取締役を監査したり、監査役が会社の業務監査や会計監査を行ったりと、監査のための機関が他にも存在しますが、株式会社の実質的所有者である株主自身が監査を行うという点、特に少数派の株主でも監督権限を行使できるという点に意義があります。

逆にいうと、特定の株主が多数の株式を掌握して株主総会を支配し、意中の役員を選任して会社の業務一般をコントロールできる状態になったとしても、不正、不法なことを行ったり、少数株主の利益を侵害したりすることはできないことを意味します。

株主の監督権限は、1株の株主でも行使できる単独株主権、権利行使のために株式の保有割合や保有数について一定の要件が定められている少数株主権の2種類に分類することができます。また、単独株主権、少数株主権の中には一定期間株式を保有していないと権利行使できないという保有期間が定められているものがあります。

これらの保有割合、保有数、保有期間は定款の定めで軽減でき、また非公開会社においては保有期間の要件は課されません。

(2) 株主総会に関する監督是正権

(イ) 株主提案権（会社法第303条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の1または300個以上の議決権を6ヶ月前より引き続き有する株主。

(b) 権利内容

株主は取締役に対して、一定の事項（当該株主が議決権を行使できる事項）を株主総会の目的とすることを請求することができます。例えば、取締役の解任請求などがこれに該当します。この請求は株主総会の8週間前までに行う必要があります。

(ロ) 株主総会検査役の選任（会社法第306条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の1以上の株式を6ヶ月前より引き続き有する株主。

(b) 権利内容

株主は、株主総会の招集手続や決議の方法を調査させるため、裁判所に検査役

の選任を請求することができます。

多数派が不当な総会運営を行っている場合や、敵対的株主が株主総会の運営を妨害するような場合に有用な手段です。

検査役は、株主総会の招集手続や決議の方法を調査し、その結果を裁判所に報告しなければなりません。検査役から報告を受けた裁判所は、検査役に更なる調査を命じたり、あるいは、会社に対して株主総会の招集や、株主に対する検査結果の通知を命じることができます。

(ハ) 株主総会の招集請求（会社法第297条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の3以上の株式を6か月前より引き続き有する株主。

(b) 権利内容

株主総会は、原則として取締役会がこれを招集するものと定められています（会社法第298条第4項）。

しかしながら、重大な決定事項があるにもかかわらず、取締役会が株主総会の招集を行わない場合も存在します。例えば、取締役が経営判断を誤ったにもかかわらずその地位にとどまろうとし、株主としては当該取締役を解任したいのに、取締役会が当該取締役をかばって株主総会を臨時に召集しないような場面です。

株主は総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができます。この請求にもかかわらず取締役会が招集を懈怠した場合には、株主自ら裁判所の許可を得て株主総会の招集をすることができます。

(ニ) 株主総会決議の不存在または無効の確認、取消しの訴え（会社法第830条、第831条）

(a) 株式の保有要件

特に定められていません。

(b) 権利内容

株主総会に瑕疵があった場合、その効力を否定するために、株主総会決議の不存在や無効の確認、取消しを求めて提訴することができます。

不存在となる場合は、株主総会決議が法律上存在しないといえるような瑕疵がある場合で、例えば、総会開催の事実または決議がなされた事実がないのに、議事録だけが作成された場合（最高裁判所昭和45年7月9日判決）や株主全部に招

集通知をしないか、またはこれと同視すべき著しい招集通知もれ（最高裁判所昭和33年10月3日判決）が存在する場合などです。

無効となる場合は、株主総会決議の内容が法令に違反する場合で、例えば、会社法第461条に違反する剰余金配当決議の場合などです。

取消しとなる場合は、総会の招集手続又は決議の方法が法令、定款に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が定款に違反する場合、決議につき特別の利害関係を有する株主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされた場合です。例えば株主の一部に招集通知もれがあったり（ ）取締役解任の議案について株主でもある当該取締役が議決権を行使した場合（ ）などです。

なお、不存在、無効確認の訴えは、株主のみならず、決議に利害関係を有する者も提訴できます。

(3) 取締役等に対する監督是正権

(イ) 業務及び財産状況についての検査役の選任（会社法第358条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の3以上の株式、もしくは発行済株式総数の100分の3以上の株式を有する株主。

(b) 権利内容

会社の業務執行に関し、不正の行為または法令定款違反の重大事実を疑うに足りる事由があるとき、株主は会社の業務や財産状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができます。

検査役は、会社の業務や財産状況を調査し、結果を裁判所に報告しなければなりません。検査役から報告を受けた裁判所は、検査役に更なる調査を命じたり、あるいは、会社に対して株主総会の招集や、株主に対する検査結果の通知を命じることができます。

(ロ) 取締役に対する違法行為差止請求（会社法第360条）

(a) 株式の保有要件

6ヶ月前より引き続き株式を有する株主。

(b) 権利内容

取締役が会社の目的の範囲外の行為または法令もしくは定款に違反する行為を

なそうとする場合、当該取締役に対し、当該行為をやめるように請求できます。

例えば、取締役が会社事業とは全く無関係に莫大な額の寄付を行おうとしているような場合です。

取締役の行為の差止は、経営に与える影響が大きくなるため、会社に著しい損害が生じるおそれがある場合にのみ認められています。

(H) 役員解任の訴え（会社法第854条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の3以上の株式、もしくは発行済株式総数の100分の3以上の株式を6ヶ月前より引き続き有する株主。

(b) 権利内容

取締役の選任や解任は、株主総会の普通決議によるものとされています。これは取締役が多数派の株主によって選任されること、たとえ取締役が不正な行為を行っても、多数派株主が見放さない限り、その取締役が解任されることはないということの意味します。

しかし、取締役が不正、違法行為を行っている場合にまで、多数派の温情でその職にとどまるという事態を放置しておくことは、少数派の株主の利益に全く配慮がなされていないといえるでしょう。

そこで株主は、役員の職務遂行に関して、不正の行為または法令定款違反の重大な事実があったにもかかわらず、株主総会においてその役員を解任する議案が否決されたときは、当該役員解任の訴えを提訴することができます。

(二) 株主代表訴訟（会社法第847条）

(a) 株式の保有要件

6ヶ月前より引き続き株式を有する株主。

(b) 権利内容

取締役等が任務懈怠等によって会社に対して損害賠償責任を負っているにもかかわらず、会社がこの賠償を求める訴えを怠っている場合、株主は会社に対し、当該取締役等に対する責任追及の訴えを提訴するように請求することができます。

この請求に対して、会社が60日以内に訴えを提起しない場合は、株主は自ら、取締役等の責任を追及する株主代表訴訟を提訴することができます。

取締役等の責任は、本来的には会社自身が追及すべきものですが、役員間の馴れ合いから、責任追及がされない場面が多々あります。それゆえ、個々の株主が会社のために取締役等の責任を追及する株主代表訴訟の制度が規定されているのです。

(4) 会社の行為に関する監督是正権

(イ) 新株発行、自己株式の処分、新株予約権発行の差止請求（会社法第210条、第247条）

(a) 株式の保有要件

特に定められていません。

(b) 権利内容

会社が、法令または定款に違反する、もしくは著しく不公正な方法によって新株発行、自己株式の処分、新株予約権の発行を行おうとする場合で、これによって、株主が不利益を受けるおそれがある場合には、その株主は、会社に対して当該行為の差止請求をすることができます。

手続上必要とされる取締役会や株主総会の特別決議を経ていなかったり（法令違反）、取締役が、資金調達とは無関係に、自己の地位保全を意図して、自分を支持する特定の株主や第三者に対して大量の新株を割当てる場合（著しく不公正な方法）などがあります。

(ロ) 会社の組織に関する行為の無効、不存在確認の訴え（会社法第828条、第829条）

(a) 株式の保有要件

特に定められていません

(b) 権利内容

会社の組織に関する行為（新株発行、合併、会社分割など）に瑕疵が存する場合、株主等は、その無効を求めて提訴することができます。手続上必要とされる株主総会決議の特別決議を経ていなかったような場合です。

新株の発行、自己株式の処分、新株予約権の発行には不存在確認の訴えが認められています。例えば、新株予約権の発行の実体がないのにその登記だけがされているような場合です。

これらは、一定の行為がなされた後にその効力を否定するための制度で、行為

が行われる前にそれをやめさせる差止請求とは大きな違いがあります。

無効の訴えについては提訴権者や提訴期間が条文に規定されています。

不存在確認の訴えには、それらに関する規定はありませんが、株主のみならず利害関係人も提訴が可能と解釈されています。

(5) その他

(イ) 会計帳簿閲覧謄写請求（会社法第433条）

(a) 株式の保有要件

総株主の議決権の100分の3以上の株式、もしくは発行済株式総数の100分の3以上の株式を有する株主。

(b) 権利内容

株主は会社の営業時間内はいつでも、理由を示して、会計帳簿やこれに関する資料の閲覧謄写を請求できます。

株主は会社の監視監督のために、取締役等の解任請求、違法行為差止請求や株主代表訴訟等のさまざまな方策をとることができます。これらの方策を適切に行使する前提として、会社経理の状況を会計帳簿やこれに関する資料によって調査する必要が生じる場面が多々存在します。

閲覧謄写の対象となるものは、会計帳簿及びこれに関する資料であり、現に使用中であるもののみならず、すでに閉鎖している帳簿書類も含まれます。

一方で、閲覧謄写請求が不当な目的でなされた場合は、秘密保持の観点から会社はこれを拒否することができるかと規定されています。

例えば、株主の権利行使に関係しない請求であったり、第三者に秘密を漏洩して利益を得ることを目的としているような場面です。

(ロ) 解散の訴え（会社法第833条）

(a) 株式の保有要件

総議決権の10分の1以上の株式、もしくは発行済株式総数の10分の1以上の株式を有する株主。

(b) 権利内容

会社の業務の執行において著しい難局に陥り、会社に回復できない損害を生じたり、または回復できない損害が生ずるおそれがあるような場合、もしくは会社財産の管理または処分が著しく失当で会社の存立を危険にさせる場合におい

て、やむをえない事由があるときは、株主は会社の解散の訴えを提訴することができます。

例えば、取締役の不正行為が暴かれた結果、取引先が一斉に離反して業務の継続が不可能になった場面や、取締役が不当に会社財産を処分しているような場面です。

やむをえない事由とは、解散以外に株主の利益を守る手段がないことを意味します。よって、違法行為差止請求や、役員解任、株主代表訴訟等、他の手段で株主の利益が守られる場合には、そちらの手段を優先させるべきで、会社の解散請求は認められません。

第2 会社支配権紛争の予防と解決の急所

1 会社支配権紛争の実情と原因

(1) 非上場会社の運営の実情と支配権紛争

わが国の株式会社の大部分は非上場会社で、かつ少数の株主によって会社が構成されていることが通常です。

このような会社において、特定の株主による支配権が確立されていない場合、応々にして会社支配権紛争が生じることとなります。仮に株主間の利害が一致し、相互に信頼関係が維持できている間は、円滑な会社運営が可能ですが、長期にわたって株主間の利害を一致させ、相互信頼を維持するということは大変困難であるといわざるを得ません。

株主間で利害が対立し、ひとたび信頼関係が損なわれますと、会社の支配権争いによって正常な会社運営が困難に陥ります。

(2) 支配権紛争の原因、態様

(イ) 相続

支配株主の死亡により株式が各相続人に分散した場合、会社の支配権はたちまち不安定になります。相続人が摘出子と非摘出子であったりすると、より支配権紛争の生じやすい状態となります。

また、兄弟で株式を50%ずつ相続し、その兄弟の代では協力して会社を運営できた場合であっても、その子や孫の代になると相互の信頼関係が希薄化するため、これが支配権紛争の土壌となります。

(ロ) 共同経営者間の関係悪化又は経営方針の対立

会社設立当初の共同出資者(株主)間の関係は良好であったものの、後に会社の方針を巡って意見対立が生じるような場合です。

(ハ) 株式の一部譲渡

株主の一部が自己の持株を第三者に譲渡することにより、それまで円満であった株主間の関係が悪化するという場合です。

2 会社支配権紛争予防の急所

(1) 絶対多数株主グループの維持

会社支配権紛争は、支配権を確立するに足る多数株主グループ（ここでは「絶対多数株主グループ」といいます）が存在しない状況で生ずるものです。したがって、支配権紛争の予防策とは、詰まるところ、絶対多数株主グループを維持形成するための方策を意味することになります。

絶対多数株主グループを維持形成するための方策としては、次のものが考えられます。

(イ) 遺言による株式分散の防止

相続によって株式が相続人に分散し、これが支配権紛争の要因となる場合があります。

これを予防するには、現在の支配株主があらかじめ、株式の全部もしくは大部分を特定の相続人に相続させるような遺言書を作成しておくことが有用です。

ただし、その内容が他の相続人の遺留分が侵害してしまう場合には注意が必要です。遺留分を侵害された相続人が遺留分減殺請求を行うと、株式の一定部分が遺留分権者の所有となってしまいます。支配権対策と思って書いた遺言が、支配権対策になるどころか相続紛争まで惹起することがあるため、遺言を作成する際には遺留分対策を併せて行っておく必要があります。

(ロ) 従業員持株会の活用

従業員持株制度とは、従業員が持株会を組織し、毎月一定金額の積立を行って会社の株式を購入するシステムです。

この制度は、従業員の福利厚生の一環として、会社が一定の援助金を支給していることが普通です。多数の従業員が長い年月の間に積み立てる金額は相当な額にのぼり、従業員持株会が保有する株式数は軽視することができない規模となる場合があります。

従業員持株会を通じて会社の株式を所有している従業員は、通常、会社に在職している限りはその株式を売却しようとはしませんので、相当長期にわたって安定株主になり得るものです。

この意味で、従業員持株会の育成及び維持は、絶対多数株主グループ形成と維持のために極めて有益な方法であると言えます。

(ハ) 募集株式の第三者割当

募集株式を発行（新株発行や自己株式の処分）する際に、特定の株主や第三者に株式を割当てする方法です。

第三者割当による増加分の株式を特定株主（株主グループ）又や当該株主（株主グループ）に友好的な第三者に割当てることによって、反対株主（株主グループ）の持株比率が低下します。

この意味で、募集株式の第三者割当は、絶対多数株主グループ形成のための極めて有効な対策であると言えます。

もっとも、募集株式発行の本来的目的は会社の資金調達ですから、支配権の維持のみを目的とした第三者割当が、差止対象となる危険は存在します。

(ニ) 新株予約権の第三者割当

新株予約権の第三者割当により、特定株主（株主グループ）や現経営陣などに新株予約権を付与しておくことなどが考えられます。

支配権紛争が生じた際に、割当を受けた者が新株予約権を行使すれば、その分だけその者（グループ）の株式が増加し、支配権割合が高まります。

(ホ) 自己株式

自己株式には議決権がないため、会社が自己株式を取得することによって、現在の支配株主（株主グループ）が、その支配権を高める結果になります。自己株式の取得によって、反対株主（株主グループ）に渡る可能性がある株式も減少します。

(ハ) 種類株式の活用

定款の定めにより、一部の事項や全部の事項について議決権のない種類株式を発行したり、当該種類株主総会によって取締役や監査役の選任ができる種類株式を発行することが認められています。これによれば、取締役の選任、解任議案については議決権がない種類株式を発行したり、あるいは特定の種類株主にのみ取締役、監査役を選任する権利を与えたりして、一部の株主による人事権の掌握を設計することが可能です。

また、定款の定めにより、株主総会（及び取締役会）決議事項に関して、さらに当該種類株主総会の決議を必要とする種類株式を発行することが認められています。この種類株式を支配株主に発行すれば、支配株主に一種の拒否権を与える効果を生じさせることができます。

(ト) 株主ごとの異なる取扱い

非公開会社においては、定款の定めにより、議決権について株主ごとに異なる取扱いを認めています。

取締役の選任、解任や、重要事項の議決に関して支配株主の議決権を有利に扱う定款規定を設けることで、現在の支配株主の支配権を確実なものにすることができます。

(フ) 相続人等に対する売渡請求

譲渡制限株式について相続その他一般承継が発生した場合、定款の定めにより、会社が株式の承継人に対して、当該株式を売渡すように請求することができます。

この売渡請求は、会社の一方的意思で行うことができるので、株式の承継人が敵対的な株主かつ株式を手放すことに反対している場合に有用な手段です。

(2) 名義株の解消

名義株がある場合、真の株主が誰であるかについての紛争が起きないようにするには、早期にその名義株を真の株主の名義に書替えておくことが理想的です。

しかし、何らかの事情で名義株として残しておく場合には、その名義株の真の株主が誰であるかを確実に証明できるようにしておくことが必要です。

証明する方法としては、名義人と真の株主との間で、当該株式が名義株であることや真の株主が誰であるか等についての念書を作成して、作成日付を記入し、署名、押印（実印）を行います。念書には、署名者の実印の印鑑証明書を添付し、できれば公証人の確定日付印をもらっておくのがよいでしょう。

3 会社支配権紛争解決の急所

(1) 実質株主の確定

会社設立当初から名義株が存在しており、その名義人（名義を貸した人）が死亡した場合を想定します。

名義人は生前の株式が名義株であることを認めていたものの、その旨の念書などは書いておらず、かつ、名義人の相続人に対しても、当該株式が名義株であるという話をしたこともなかったというケースは、実質株主の確定をめぐる紛争が起きやすい状態です。

このような場合、名義株主の相続人から会社に対して株式を相続したので名義書換をしてほしいという請求があると、会社としてはこの名義書換請求を拒絶することは容易ではありません。名義書換を拒絶するためには、当該株式の真の所有者が名義人以外の特定の者であるということを会社において立証しなければなりません。

株主権確認の訴え等が提起された場合、会社側で真の株主が名義人以外の特定の者（「A」とします）であることを立証しなければなりません。これを示す直接の証拠はありませんから、例えば次のような間接的な事実を主張、立証していく必要があります。

- ・会社は過去に増資を行っており、その増資金の払込はAがしていたこと。
- ・株式の配当をAが収受していたこと、またはその配当をAの所得として確定申告していたこと。
- ・名義人が生前、Aから名義借り料と思われる金銭を受領したこと。

これらのように、真の株主であるならば当然に取るべき行動や金銭の流れとは何かを考え、そのような行動を実際にAがどれだけ実行していたかを調査し、その証拠を収集することが裁判を有利に進めるためのポイントとなります。

(2) 株式買取交渉

会社支配権紛争の渦中においては、株主権確認の訴えをはじめ、取締役職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分、新株発行差止の仮処分等様々な裁判上の手続が進行しますが、紛争の収束過程においては、多くの場合、対立するグループ間で株式の譲渡交渉がなされる局面となります。

逆に言うと、会社における少数派株主グループが、自分たちの保有する株式を多数派株主グループに高く譲渡することを目的として、支配権紛争を惹き起こす場合すら

あります。

このような場合、株式の譲渡（買取）交渉をいかに有利かつ迅速に進めるかが紛争当事者にとって極めて重要な課題となります。

譲渡価格について容易に協議が成立しない場合は、公認会計士等の専門家による株価の鑑定が必要になりますし、このような準備が、最終的に価格決定が裁判所に持ち込まれた場合の武器（証拠）となるのです。

(3) 訴訟手続、保全処分手続の利用

(イ) 紛争解決のための主要な訴訟手続と保全処分手続

会社支配権紛争は、様々な訴訟手続や保全処分手続となって現われます。そしてそれらの訴訟手続や保全処分手続それ自体が会社支配権紛争の解決手段となります。

会社支配権紛争において採られる訴訟手続や保全処分手続には主に次のようなものがあります。

(a) 訴訟手続

- ・株主総会決議の取消し、無効ないし不存在確認の訴え
- ・株主権確認の訴え
- ・株式譲渡無効確認の訴え
- ・新株発行や新株予約権発行の差止めの訴え
- ・新株発行や新株予約権発行の無効、不存在確認の訴え
- ・会社の組織に関する行為の無効の訴え
- ・株主代表訴訟
- ・取締役解任の訴え
- ・会社解散の訴え

(b) 仮処分申請手続

- ・取締役職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分申請
- ・新株発行、新株予約権発行の差止めの仮処分申請
- ・株主総会開催や議決権停止の仮処分申請
- ・取締役の違法行為差止の仮処分申請
- ・会計帳簿閲覧謄写の仮処分申請

(c) 商事非訟手続

- ・少数株主による株主総会招集許可の申請
- ・株式会社の業務及び財産状況の検査のための検査役選任の申請
- ・株式価格決定の申請

(d) 複数の手続の同時又は順次進行

例えば、少数派株主グループが多数派株主グループを攪乱させて支配権の確保を企図する場合、次のような複数の手続を同時又は順次に実行して行くことが考えられます。

多数派株主グループの一部の株主から株式を買取る。

少数派株主による臨時株主総会招集請求を行う。取締役会がこれに応じない場合は、裁判所に対し、株主総会招集許可申請を行い、株主総会招集の許可を得る。

臨時株主総会において、一部の取締役の解任と新取締役の選任を決議し、取締役会における多数派となる。

取締役会で少数派株主に対する第三者割当増資を決議し、実行する。これにより、会社の支配権を確立する。

これに対し、このような動きを察知した多数派グループは、少数派の攻撃を防禦し、現在の支配権を保持するため、次のような手続を同時又は順次進めて行くことになります。

少数派株主に対する株式譲渡につき、株式譲渡無効確認の訴えを提起する。

少数派株主が臨時株主総会招集請求を行った段階で、株主総会開催禁止の仮処分や議決権停止の仮処分を申請する。

取締役解任と新取締役選任の株主総会決議について、総会決議取消の訴えを提起する。

選任された新取締役について、職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分を申請する。

少数派株主に対する第三者割当増資に対して、新株発行差止の仮処分を申請する。

このように、支配権を奪取する側と防禦する側の両サイドから複数の訴訟手続や仮処分手続が同時又は順次に飛び交うのが支配権紛争の常態です。

(ハ) 周到な準備と計画

前述のように、支配権紛争はその端緒から収束までの間に、複数の訴訟手続や仮処分手続が行われ、その間にも様々な交渉や和解の試みがなされます。

そして、それらの各手続が原因と結果の関係をなしたり、連携し合ったり、また、攻撃とカウンターという様々な関係を有し、紛争の全体は非常に複雑な様相を呈してきます。

したがって、支配権紛争の端緒となる請求や仮処分申請、訴訟提起が行われた時点で、支配権紛争の当事者は、まるで将棋の棋士のように常に次の相手方の動きを予測し、相手方がこの手続をとってくれば、当方はあの手続を使うという具合に、緻密な作戦を立てていかなければなりません。

特に重要なことは、複数の訴訟手続や仮処分手続の量とスピードに対応していける態勢づくりをすることです。矢継ぎ早に展開する複数の訴訟手続や仮処分手続に量とスピードの面に対応していけなければ、それだけで勝負ありとなってしまいます。

このような多数の手続が飛び交うなかで、支配権紛争の当事者は、刻々と変化する支配権紛争の各段階において、常に紛争の全局を認識するとともに、最終解決目標を見定めて行く必要があるのです。

(4) 株価決定手続

(イ) 裁判所が関与する場面

株主総会において、一定の重要事項が可決された場合、これに反対した株主等は、会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買取るよう請求することができます。例えば、事業譲渡や、合併などの場面です。

譲渡制限株式を譲渡によって取得する際に、会社の承認が得られなければ、会社が指定した買受人あるいは、会社自身がその株式を買い取るという場面が生じます。

譲渡制限株式を相続その他の一般承継によって取得した承継人に対し、会社が当該株式を売渡すことを請求することができます。

いずれの場合もまず、当事者間の協議で売買価格が決定されますが、協議が整わない場合は、裁判所が価格を決定することになります。

(ロ) 価格決定の方法

以上の各株価決定手続においては、裁判所は会社の純資産額、収益性、配当率、

事業の将来性、当該株主の持株割合、会社支配関係等一切の事情を考慮して、株価を決定します。

実務上は多くの場合、当事者が株価の鑑定を申請し、裁判所の選任する鑑定人（多くは公認会計士）が当該株価を鑑定評価します。裁判所はこの鑑定意見を参考にするとともに、会社の取締役、当該申請をなした株主及び相手方の陳述を聴いたうえ、最終的に株価を決定します。

支配権紛争の一局面としてこれらの株価決定手続が係属することは数多くありますので、この手続においては、有利な株価鑑定を得るべく最善の努力をなすことが必要です。

また、必ずしも有利とは言えない鑑定意見が出た場合でも、その鑑定意見の問題点を指摘し、場合によっては、別途任意の鑑定書を作成提出し、裁判官の判断形成の資料とする等の努力が必要です。

第3 会社支配権紛争の事例研究

1 名義株主に対する株主権確認請求事例

(1) 事案の概要

A、Bは、共同してY社を経営し、A、Bの他にC、Dが株主となっていたところ、Bが死亡し、Xがこれを相続しました。Xは、C、D名義の株式は名義株であり、実質的株主はBであったとして、Y社に対し、B、C、Dの名義となっている株はすべて自己のものであることの確認を求めました。

(2) 解決

訴訟上、X側は、C、D名義の株はBが出資したものであると主張し、Y社側は、C、D名義の株は、代表者であるAが出資したものであると主張し、双方、立証活動を行いました。

ただ、Xは配当等金銭的利益に関心があり、将来的にY社の経営に参加していく意思はなかったため、Xが所有する全Y社株（C、D名義を含むかは明示せず）をAが買い取る旨の和解が成立しました。

(3) コメント

会社の支配権争いの場面において、名義株の存在が問題を紛糾させることがままあり、特に、これに相続が絡むと、出資当時の事情を直接知っている人がいないために、問題は更に複雑になります。

紛争の未然防止のためには、株式の名義借りの際にも書面を残しておくことが望ましいでしょうが、そこまで綿密な扱いをすることは稀でしょう。名義株である以上、株主名簿も決め手にはなりません。

後日、争いになった場合には、誰が株主として扱われ、あるいは振舞っていたのか、即ち、株主総会の通知は誰に送付され、配当は誰に支払われていたのか、新株発行の際、現実に出資したのは誰か等の事情が訴訟の結論を左右することになります。

2 譲渡制限株式の売買価格決定請求事例

(1) 事案の概要

甲会社は、航空集配サービスを主たる業とする株式会社です。Xは元甲会社の役員であり、発行済株式数の10パーセントに相当する株式を有する株主です。Xは自己の持株を第三者Aに譲渡しようとしたのですが、甲会社では定款で株式の譲渡をなすには取締役会の承認を得なければならない旨が定められていました。

そこでXは、甲会社に対し、自己の株式をAに譲渡することの承認及び譲渡を承認しないときは譲渡の相手方を指定するよう請求しました。

これに対し、甲会社は、XのAに対する譲渡を承認しないこと及び譲渡の相手方をYとする旨通知しました。

XとY間で株式の売買価格について協議しましたが、協議が調わなかったため、Xは裁判所に対し、右株式の売買価格の決定を請求しました。

(2) 裁判所の判断

裁判所はXが支払を受けた役員報酬も配当金の変形とみなしたうえ、配当還元方式による株式価格と総資産価額方式による株式価格の平均値をもって売買価格を定めました（千葉地方裁判所平3年9月26日決定）。

(3) 譲渡制限株式の売買価格決定における問題点

譲渡制限株式を譲渡したものの会社の承認が得られないという場合、会社や指定買受人と承認（及び株式買取）請求者との間で、売買価格について争いが生じることが度々あります。協議が整わない場合は、裁判所に対し、売買価格の決定を求めることになり、会社の資産状態その他一切の事情を斟酌して価格が決定されます。

実務上用いられる主な算定方式としては、配当還元方式、収益還元方式、類似会社比準方式、純資産価額方式があります。

(1) 配当還元方式

配当還元方式は、将来の各事業年度に期待される一株当たりの予測配当金額を一定の資本還元率で割り、元本である株式の現在の価格を算出するものです。会社経営に参加しない株主にとっては、配当額がその株価を決定する一番の要因であることから、一般投資株主の場合には、ある意味最も適した決定方法と言えます。

しかし、この方式には、将来の配当額の予測及び配当還元率の算定が困難であるという欠点があります。又、利益を配当せずに内部留保に回し、あるいは株主である取締役に対する報酬に上乗せして支払っている会社については、将来の配当予測は事実上不可能と考えられます。したがって、配当還元方式を使えるのは、現に配当を実施している会社に限られます。

(D) 収益還元方式

収益還元方式とは、将来の各事業年度に期待される法人税課税後の一株当たり予想純利益を一定の資本還元率で割り、元本である株式の現在の価格を算出するものです。

配当還元方式と異なり、収益還元方式は会社の内部留保を算定の基準に加える点で一般投資株主ではなく、支配株主の保有株式に適した算定方法とも言えます。もっともこの方式にも、将来の収益を予想することが困難であるという欠点があります。

(H) 類似会社比準方式

類似会社比準方式とは、当該評価株式に取引相場があればどの程度の価格になるかを、類似性の高い上場会社あるいは上場業種の株式相場の平均と比較して、特定の算式により算出する方法です。

上場を予定している株式の場合、かつ市場に類似業種が存在する場合には、非常に合理的な算定方式と言えます。しかしながら、この方式は類似業種の会社が存在しない場合は使えませんし、株価算定の対象たる会社が、規模が相当小さい場合には、上場会社を算定の基準とすることの合理性に疑問が生じます。

(二) 純資産価額方式

純資産価額方式とは、会社の貸借対照表上の総資産額から総負債額を差し引いた額、すなわち純資産を会社の発行済株式数で割って求められる金額を一株当たりの株価とする方式です。

この方式は、株の売買を株主の会社に対する持分の譲渡と考える方式であり同族会社の株式の評価に適するとされています。しかしながら株の価格を会社財産の清算としてとらえ、会社の解散を前提とする考え方であるとして批判があります。

純資産価額方式で算定する前提として、簿価によるか、時価によるかの問題が生じますが、一般的には時価によるべきとされています。

(4) 裁判所の判断について

判例の傾向としては、以上述べた4つの方式を単独で使うのではなく、それぞれの特色を生かすよう併用して株価を算定するのが主流となっています。

甲会社の事例においては、航空集配サービスという特殊な業態であるため、類似会社比準方式は採用されませんでした。また、Xの持株数は、発行済総株数の10パーセントであり、支配株主ではないため、収益還元方式は採用されませんでした。

裁判所は、Xが過去取締役であった点をとらえ、受領した取締役の報酬を考慮して配当還元方式を採用するとともに、純資産価額方式を併用して株価を決定しました。

(5) まとめ

以上のように、株価決定の事例では、どのような評価方法を用いるかがポイントとなります。当事者となった場合には、最低限全ての評価方法にてシミュレーションすることが必要です。

その結果をもとに、一番有利な評価方法を裁判所に採用させるべく、理論に即した主張を行い、専門家の鑑定等を収集することが必要となります。

3 株式譲渡無効確認請求事例

(1) 事案の概要

X社は、定款による株式譲渡制限の定めのある株式会社ですが、その発行済株式総数をいずれも取締役であるX1(社長)、A(副社長)、X2(専務)の3人がほぼ均等の割合で保有していました。3人のうちX1とX2(以下、両者を合わせて「X1ら」といいます)は、X社の創業者ですが、Aは他社からヘッドハンティングされ、X社に取締役として途中入社した経緯があります。

ところが、次第にX1らとAは、その経営姿勢をめぐって対立したため、Aは是が非でもX1らの保有する株式を自己又は自己と意の通じた第三者に売却させ、既に保有済みのAの株式と合わせて、X社の実権を握ることを画策しました(当時、既にこの意思を秘匿したAの第三者割当増資の申し出は、X1らに却下されていました)。

そこで、Aは、自己と意を通じた経理部長Y1を利用して、X1らに対し、X社の資金繰りが苦しいこと、取引銀行がX1らの株式保有率の引下げを求めていること等の虚偽の事実を述べさせ、これらの事実を誤信したX1らは、その保有株式の相当数部分をY1、Y2(以下「Y1ら」といいます)に譲渡しました。

その後、X1らは、この申告事実が真実に反することから、Y1らに対して株式の返還を求めて提訴しました。

(2) 解決

裁判でY1らは、当初Aとの共謀や欺罔の事実を否認しましたが、AがX社の他の社員にもX1らに述べたのと同様の事実を述べていたのに加え、「X1らの会社支配が続けばX社は早晩倒産する」と述べて、Aの動きに与するよう画策していた事実が発覚し、これにより、頑強に否認していたY1らが態度を軟化するに至りました。

そこで、裁判所は、両当事者に和解を勧告し、協議の結果、Y1らが譲受けた株式をX1らが受領した代金と引換えに引渡し、Aがその全保有株式を時価相当額でX1らに譲渡する旨を内容とする和解が成立しました。

これは、X1らの請求を認めさせた点及び、本件により会社から孤立化したAの保有する全株式を譲受けることにより、X1らの会社支配権がより盤石化する結果となりました。

(3) コメント

本件のような株式譲渡に関する紛争では、株主又は第三者が、会社支配権獲得の

ために株式を取得するケースと、株主が会社にとって好ましくない者に株式譲渡する旨を会社に通告して、会社自身による高価買取というを目論むケース（会社支配権という利益を放棄する代わりになるべく高い値段で株式を手放すケース）などがあります。

本件は、当初は のケースでしたが、次第に のケースの様相を呈しました。すなわち、Y1らは自分たちの株式を、株式の外部流出をおそれるX1らに高価に買い取らせようと考えて、第三者に対する譲渡承認をX社に請求してきたのです。

このような紛争では、会社経営者や事業オーナーにとって後手後手の対応をしていると、その不安に乗じている相手方のペースになって、結果として相手方の不当な要求に屈する結果になりかねません。

本件は、X1らの迅速な対応と機動的かつ組織的な活動が見事に実を結んだ好例と言えるでしょう。

4 新株発行無効の訴えの事例

(1) 事案の概要

Y社は、非上場の株式会社で、XはY社の株主です。Y社では、経営方針をめくり、X派と代表取締役であるA派間で争いが生じていました。

Aは自己の経営方針を進めるため、取締役会を開き、額面価額でA派の株主に新株を発行する旨の決議をなしました。

Xは裁判所に対し、新株発行を差し止める旨の仮処分申請をなすとともに、新株発行差止請求訴訟を提起しました。仮処分は認められましたが、Y社はこれに反して新株を発行しました。そこでXはY社を相手とした新株発行の差止請求訴訟につき訴えを変更し、新株発行の無効を求めました。

(2) 問題の所在

違法な新株発行に対して、株主が採るべき法的措置は、発行前の措置としての新株発行差止請求と発行後の措置としての新株発行無効（その他に不存在確認）の訴えがあります。

しかし、一たび新株が発行されてしまうと権利関係が第三者にまで波及するために、株取引に対する影響といった観点からは、これを無効とすることには抑制的であるべきだという解釈が一般的です。

そのため、株主としては、新株発行をいち早く阻止すべく新株発行差止の仮処分を提訴することが肝要で、本事例ではXは仮処分を得ることができました。

ところがY社はこの仮処分を無視して新株を発行したため、このような場合に株取引に対する影響との関係で、新株発行の効力をいかに解するべきかが争点となりました。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、新株発行差止の仮処分に違反した新株発行は無効であると判断しました（最高裁判所平成5年12月16日判決）。

(4) コメント

会社の支配権を巡る紛争において、第三者割当による新株発行は、一方の派の株主の絶対的多数を確保する手段として利用される場面が多いといえます。

そして、新株の発行においては、発行前と発行後では、第三者を含めた利害関係が大きく異なっていることが特徴的です。

すなわち、新株の発行前においては、争いは専ら会社内部の利害対立に過ぎないため、裁判所は、当事者である株主の利害につき判断すれば足りる。

ところが、新株の発行後においては、実際に新株を受け取った第三者の取引の安全を考慮しなくてはなりませんし、その株式もすでに別の第三者に転売されてしまっているという場合もあります。

このような場合、裁判所としては、取引の安全を保護することも考慮せねばならないため、新株の発行を無効とする判断を下しにくくなります。

よって、第三者割当による新株発行を争う場合、法的な判断要素として、新株が発行前か発行後かといった事実が重要な要素となるのです。

前述のとおり、最高裁判所は新株発行差止の仮処分を違反した新株発行は無効であると判断しました。この判例が持つ意味は非常に大きく、新株発行を防御する側としては、何よりも先ず仮処分を勝ち取ることが必要であると言えます。

逆に会社側としては、仮処分段階で勝たなければ、本案の審理が結着するまで新株の発行が全て無効と解されることとなりますから、全力を挙げて仮処分を防御しなければならないということになります。

5 解散請求事例

(1) 事案の概要

Y社は、兄弟であるA、B、Cが株式を3分の1ずつ保有し、共同して経営にあたってきました。長兄Aが死亡し、その子Xが株式を単独相続しました。Xは、大学卒業後、大手民間企業に就職して働いていたものですが、これを退職して、Y社への経営参加を求めてきました。B、Cは、Xは業務の実情に疎いとして、Xの介入に抵抗しました。A子飼いの従業員の中にはXに同調する者もあり、社内の対立から業務が著しく停滞する結果となりました。

そこで、XはY社の解散を株式会社に請求しました。

(2) 解決

本件は、B、C又は第三者によるX所有株式の買取り等によって円満解決を図ることが望ましい事案です。

しかし、双方折り合わず、裁判所の判決を求めるしかありませんでした。判決においては、Xの請求は棄却されました。

(3) コメント

株式会社は、多数の株主で構成され、通常の株主は会社を継続していくことが利益になると考えることが通常です。このため、株主が解散請求を行使する場合の要件も厳格に制限されています（会社法第833条）。

一方で、株主が過半数の株式を制することができず、会社経営に参加できない場合であっても、その株主は株式を売却換金して出資した財産を回収すればよく、会社を解散させる必要性は存在しないといえるでしょう。株式会社において株主の解散請求が認められるのは、会社の損害、ひいては株主の損害を回避するために他に方法がない場合です。

それゆえ本件におけるXの請求は、もともと認められ難いものであったといえますし、それはXが従来からY社の経営に参加していた場合でも同様です。

なお、仮にXがY株式の50パーセントを保有し、B、Cが残る50パーセントを保有しているという場合であったならば事情が異なります。即ち、このような場合には、株主総会における取締役選任もできず、多数決原理による結着はつきません。また、一方が株式を売却して会社を離脱することを強られる理由もありません。このような場合には、会社の解散しか解決の方法はなく、Xの解散請求は認められることにな

るでしょう (東京地裁平成元年 7 月 18 日判決)。